令和４年度

外部評価対象　補助金等評価シート

佐　久　市

目　次

No.	補助金等名	所管部署	ページ
1	佐久市移住検討者滞在費補助金	移住交流推進課移住推進係	2～8
2	自動車運転免許取得費・ 改造助成事業補助金(免許取得費助成)	福祉課障害福祉係	9～13
3	自動車運転免許取得費・ 改造助成事業補助金(改造助成)		14～17
4	チャイルドライン支援事業補助金	子育て支援課子育て支援係	18～30
5	佐久市保育所通園費補助金	子育て支援課保育係	31～38
6	佐久シルバー人材センター運営費補助金	高齢者福祉課高齢者事業係	39～48
7	小型除雪機等購入費補助金	土木課維持第1・2係	49～52
8	スポーツ振興補助金	スポーツ課スポーツ推進係	53～56
9	認定農業者連絡協議会活動補助金	農政課農政係	57～66
10	野菜・花き価格安定事業補助金	農政課農業生産振興係	67～77
11	果樹共済加入促進事業補助金		78～83
12	特産物産地育成事業補助金		84～88
13	移住者雇用対策事業補助金	商工振興課 商業振興労政係	89～93
14	空き店舗対策事業補助金		94～98
15	商工業活性化事業補助金		99～105
16	佐久市ものづくり支援事業補助金	商工振興課 工業振興・産業立地推進係	106～114
17	人間ドック受診者補助金 (国民健康保険)	国保医療課国保年金係	115～122
18	人間ドック受診者補助金 (後期高齢者医療保険)	国保医療課医療給付係	

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市移住検討者滞在費補助金		
事務事業名称	移住定住推進事業	事務事業コード	7211-1
所　管	企画　部　移住交流推進　課　移住推進　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市移住検討者滞在費補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	令和　3　年度（経過年数　0　年）	終期設定	（(有)・無）	終期	令和　4　年度
目的	本市への移住及び二地域居住を検討している方に対して、佐久市に訪れて移住や二地域居住の準備を進めるための費用(宿泊費や交通費など)を補助する				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	移住検討のための佐久市での活動費に対して、いずれも原則最大6日分(宿泊は5泊分)を補助(レンタカー：上限¥3,000(最大1/2), 新幹線：上限¥10,000(最大1/2)/最大4人, 高速バス：上限¥5,000(最大1/2)/最大4人, 高速道路：上限¥10,000(最大1/2), タクシー：上限¥3,000(最大1/2), 宿泊費：上限¥5,000(最大1/2)/最大4人, 飲食費：上限¥1,000(最大1/2)/最大4人, リモートワーク施設：上限¥1,000(最大1/2)/最大2人/最大3日, Wi-Fi：上限¥3,000(最大1/2)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	☐ 不特定団体　☑ 個人				
	名称(個人は除く)	－			
指標設定	設定の考え方	当該補助金を利用し佐久市訪れた移住検討世帯数を目標値とし設定する。	目標値	135世帯	
	指標が数値でない場合の評価方法	－			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			－　件	80　件	
決算額(予算額)			－　円	1,364,593　円	3,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		－　円	1,364,593　円	3,000,000　円
	一般財源		－　円	0　円	0　円
指標	目標値	(単位)	－	135　世帯	135　世帯
	実績値	(単位)	－	80　世帯	
	達成率		－　%	59.3　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			－	－

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・以前から声のあった、移住検討時の補助金が欲しいという要望に応える形で、多くの移住検討者の支援を行うことができた。 ・本補助金は、支援するだけでなく、アンケート回答を補助要件としているため、移住検討者の思考を追跡することも可能である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・支給要件であるアンケートを活用して移住検討者の思考や要望などを吸い上げ、補助対象経費の見直しを図るとともに、移住検討段階のサポートや適切な情報発信を行うことで、佐久市に移住を踏み切ってもらえるような取り組みとしていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	－

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 －：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

○佐久市移住検討者滞在費補助金交付要綱

令和３年７月１日告示第93号

佐久市移住検討者滞在費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市への移住及び二地域居住（以下「移住等」という。）を促進し、地域の活性化を図るため、移住等をすることを目的として本市を訪れ住居又は仕事探し等をする者に対し、本市に滞在するために発生する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ、市内に居住していない者であって、次の各号のいずれかの活動を行う者とする。

（１）　本市にて住居を探す活動
（２）　本市にて仕事を探す活動
（３）　本市の移住交流推進課に移住相談を行う活動
（４）　本市にて生活環境や子育て環境等を確認する活動
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

２　前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員である者は、補助金の交付を受けることができない。

（対象経費等）

第３条　補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

補助金の名称	補助対象経費	補助率等	補助回数等
レンタカーレンタル費用補助金	当市での利用を目的としたレンタカーのレンタル費用	対象経費の２分の１以内とし、１日当たり3,000円を限度とする。	合計６日分を限度とする。
新幹線乗車券等購入費用補助金	当市を発着とする新幹線の乗車券購入費用	対象経費の２分の１以内とし、一人１回当たり10,000円を限度とする。	各回４人分を限度とする。
高速バス乗車券購入費用補助金	当市を発着とする高速バスの乗車券購入費用	対象経費の２分の１以内とし、一人１回当たり5,000円を限度とする。	各回４人分を限度とする。
高速道路利用料金補助金	当市への訪問を目的とした高速道路の利用料金（最も経済的かつ合理的と認められる経路に限る。）	対象経費の２分の１以内とし、１日当たり10,000円を限度とする。	合計６日分を限度とする。
タクシー乗車料補助金	市内のタクシー乗車料金	対象経費の２分の１以内とし、１日当たり3,000円を限度とする。	合計６日分を限度とする。
宿泊費補助金	市内にある宿泊施設の宿泊費	対象経費の２分の１以内とし、一人１泊当たり3,000円を限度とする。	各回４人分まで、合計５泊分を限度とする。
飲食費補助金	市内にある飲食店の利用費	対象経費の２分の１以内とし、一人１日当たり1,000円を限度とする。	各回４人分まで、合計６日分を利用限度とする。
リモートワーク施設利用費補助金	市内にあるサテライトオフィス等の利用費	対象経費の２分の１以内とし、一人１日当たり1,000円を限度とする。	各回２人分まで、合計３日分を限度とする。
Ｗｉ－Ｆｉレン	ポケットＷｉ－Ｆｉ等の	対象経費の２分の１以内とし、１	合計６日分を限度

タル費用補助金	レンタル費用	回当たり3,000円を限度とする。	とする。

2　前項の表により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、項目ごとの経費の総額が2,000円未満となる場合を除く。

（交付申込及び活動計画）

第４条　補助金の交付申込みは、世帯の代表者（単身世帯にあっては当該単身者）が行うものとし、市内で活動を行う日の10開庁日前までに、佐久市移住検討者滞在費補助金交付申込書（様式第１号）に佐久市移住検討者滞在費補助金活動計画書（様式第２号）及び住民票の写し（謄本）を添えて市長に提出しなければならない。

2　補助金の交付申込み（同行者である場合を含む。）は、３回までを限度とする。

（申込受付）

第５条　市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、申込みの可否を決定したときは、佐久市移住検討者滞在費補助金申込受理（不受理）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第６条　補助金の交付対象者は、佐久市移住検討者滞在費補助金交付申請兼実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　補助対象経費の金額等が分かる領収書や明細書等の写し

（２）　その他市長が特に必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第７条　市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐久市移住検討者滞在費補助金交付決定兼確定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　補助金の交付を請求するときは、佐久市移住検討者滞在費補助金交付請求書（様式第６号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の返還等）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）　虚偽の申請、報告等を行ったとき。

（２）　不正な行為があると認められたとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、令和５年３月31日限り、その効力を失う。

※ 年度の途中で予算の上限に達した場合は補助金の交付はできません。
※ 補助金の詳細については、要綱など事前にホームページ等で確認をお願いします。
※ 本補助金は本市への移住や二地域居住を検討している方向けです。観光目的等では利用できません。

佐久市移住検討者滞在費補助金

「佐久市移住検討者滞在費補助金」とは

対象者：佐久市への移住や二地域居住を検討している方(世帯)
補助対象：上記の方が、仕事探しや住居探し目的等で佐久市に滞在する際にかかる経費の一部
利用限度：最大で6日分(複数回に分けて利用する場合の限度は3回(申請))です。
※移住の検討にあたる活動が対象です
補助対象期間：令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで
※次年度以降については、年度末に別途告知します

補助対象と補助額

補助対象	補助額(利用限度)
レンタカー代	実費の1/2以内・上限¥3,000/日(6日まで)
新幹線乗車券	実費の1/2以内・上限¥10,000/人・日(4人・6日まで)
高速バス乗車券	実費の1/2以内・上限¥5,000/人・日(4人・6日まで)
高速道路利用料金	実費の1/2以内・上限¥10,000/日(6日まで)
タクシー乗車料金	実費の1/2以内・上限¥3,000/日(6日まで)
宿泊費(市内施設)	実費の1/2以内・上限¥3,000/人・泊(4人・5泊まで)
飲食費	実費の1/2以内・上限¥1,000/人・日(4人・6日まで)
リモートワーク施設	実費の1/2以内・上限¥1,000/人・日(6日まで)
レンタルWi-Fi	実費の1/2以内・上限¥3,000/1レンタル

申請の流れ

凡例：利用者／佐久市

1 申込

申込
申込書・活動計画書・
住民票の写し(申込者全員分)を提出
→ **審査**
→ **通知**
受理(不受理)通知書を送付

2 市内での活動(受理後)

活動計画書に沿って活動

3 申請・請求

申請
申請書兼実績報告書を提出
→ **審査**
→ **通知**
交付決定兼確定通知書を送付
→ **請求**
請求書・アンケートを提出
→ **支払**

お問い合わせ先
佐久市 企画部 移住交流推進課
TEL：0267-62-3283(直通)
Mail：kouryu@city.saku.nagano.jp

佐久市移住検討者滞在費補助金 利用の流れ

利用の流れ

凡例

利用者　佐久市

1 申込：まずはお申込み

1-1：佐久市での活動を始める10開庁日前までに、以下の書類をメールまたは郵送で提出してください

提出書類
①申込書：「佐久市移住検討者滞在補助金交付申込書」
②活動計画書：「佐久市移住検討者滞在費補助金活動計画書」
※活動計画書にない活動は、補助の対象外となります。提出後に追加・修正等ありましたら速やかにご連絡ください
③住民票の写し(利用者全員分が記載されているもの。原本でも可)
※不正利用防止のため、提出をお願いしています

1-2：申込内容の審査を行い、受理・不受理を通知します

送付書類
①受理（不受理）通知書：「佐久市移住検討者滞在費補助金交付申込受理（不受理）通知書」

2 活動：(申込受理後)佐久市内で活動

活動計画書に応じて活動してください
※宿泊費や飲食費は、”佐久市内でご利用いただいたもの”のみ対象となりますのでご注意ください

3 申請：補助金の申請

3-1：活動終了後、速やかに請求および実績報告を行ってください

提出書類
①申請兼実績報告書：「佐久市移住検討者滞在費補助金交付申請兼実績報告書」
②利用金額(**総額**)や日時の分かるレシートや領収書(原本でも可)
※特に様式はありませんが、**紛失防止のため、まとめていただく・裏紙等に貼ってご提出ください**

3-2：申請内容の審査を行い、受理・不受理を通知します

送付書類
①決定兼確定通知書：「佐久市移住検討者滞在費補助金交付決定兼確定通知書」
②請求書：「佐久市移住検討者滞在費補助金交付請求書」 ※印字したものをお送りします
③利用後アンケート回答用QRコード：「交付確定および今後の手続きについて」

3-3：アンケートへの回答および請求書の提出(※請求書(押印必須)のみ郵送)を行ってください

提出書類
①請求書：「佐久市移住検討者滞在費補助金交付請求書」
②アンケート：「交付確定および今後の手続きについて」内のQRコードを読み取って回答してください

3-4：請求書受領およびアンケートへの回答確認後、1カ月以内に指定の口座に振り込みます

お問い合わせ先
佐久市 企画部 移住交流推進課
TEL：0267-62-3283(直通)
Mail：kouryu@city.saku.nagano.jp

○令和3年度　佐久市移住検討者滞在費補助金実績（令和3年度7月以降）

佐久市への移住を検討している方が、佐久市に訪れて移住検討を進める際にかかる費用の一部を補助

年度	申請者数	金額
令和3(2021)	80世帯	¥1,364,593

レンタカー	新幹線	高速バス	高速道路	タクシー	宿泊	飲食	リモートワーク施設	レンタルWi-Fi
31件	37件	0件	39件	6件	49件	61件	1件	0件

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	自動車運転免許取得費・改造助成事業補助金（免許取得費助成）		
事務事業名称	障がい者地域生活支援事業	事務事業コード	4231-2
所　管	福祉　部　福祉　課　障害福祉　係		

2　補助金等の概要（Plan）

区分	市単独補助金（施策推進型補助金）	種別	事業費補助金（その他事業補助金）		
根拠法令等名称	佐久市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱	法令種別	要綱		
始期	平成　19　年度（経過年数　15　年）	終期設定	（有・無）※無に○	終期	令和　　年度
目的	身体障がい者の社会復帰を促進し、その自立更生に資することを目的とする。				
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）	補助対象経費：自動車教習所において第1種自動車運転免許取得に要する経費（入学金・教習料等） 補助率：対象経費の3分の2位内。ただし上限10万円　対象者：①市内に居住②免許取得で社会参加が見込まれる③身体障害者手帳1級から4級に該当する④道路交通法第88条の欠格事項非該当かつ道路交通法施行規則第23条の適性試験の合格基準を満たす者⑤前年の所得税課税所得が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない　①～⑤いづれにも該当する身体障害者				
交付対象者、団体	☐ 特定団体（市が事務局となっているもの）	☐ 特定団体（市が事務局となっていないもの）			
	☐ 不特定団体	☑ 個人			
	名称（個人は除く）	－			
指標設定	設定の考え方	補助金の交付により、自動車運転免許を取得した件数を目標値として設定する。	目標値	1件	
	指標が数値でない場合の評価方法	－			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			0　件	0　件	／
決算額（予算額）			0　円	0　円	100,000　円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）		0　円	0　円	0　円
	一般財源		0　円	0　円	100,000　円
指標	目標値	（単位）	1　件	1　件	1　件
	実績値	（単位）	0　件	0　件	／
	達成率		0　%	0　%	／
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		－	－	－

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数のない年はあるが、行政目的を達成するための手段として妥当である。 ・自動車運転免許取得の支援をすることで、障がい者の社会参加、自立更生に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・身体障がい者の社会参加を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めるとともに、対象者要件や周知方法について検討し、よりよい成果が得られるよう制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	−
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	−
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	−
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	−
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	−

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　−：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤:(平成10年7月24日障第435号)各都道府県知事あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知による「市町村障害者社会参加促進事業」において、一律に助成額が決められていた。その後障害者自立支援法施行により、市町村任意事業となり地域の特性に応じた事業展開が可能となったが旧事業の基準を継続し、効果検証や見直しの機会とするための期限を設ける必要性を考慮していなかった。
今後、期限を設定し、効果検証や見直しを行う。

⑧:R1年度実績で費用額250,000円に対し、交付額100,000円で費用額の1/2以下であった。

○佐久市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

平成19年３月30日告示第45号

改正

平成27年12月24日告示第156号

佐久市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、身体障害者の社会復帰を促進し、その自立更生に資することを目的として、身体障害者の自動車運転免許の取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する身体障害者で、市長が適当と認めるものとする。

（１）　市内に居住する者

（２）　自動車運転免許を取得することにより、社会参加が見込まれる者

（３）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に規定する障害程度の等級が１級から４級までに該当するもの

（４）　道路交通法（昭和35年法律第105号）第88条に規定する運転免許の欠格事由に該当せず、かつ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条に規定する適性試験の合格基準を満たす者

（５）　前年の所得税課税所得金額（各種控除後の額）が、補助金を交付する月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

（補助対象経費及び補助額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助額
都道府県公安委員会が指定する自動車教習所において道路交通法第84条第３項に規定する第１種普通自動車運転免許を取得するために要する経費のうち、入学金、教習料、教習コース使用料、技能検定料及び受験料	対象経費の３分の２以内。ただし、10万円を限度とする。

（交付申請書の様式等）

第４条　規則第３条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）によるものとする。

２　規則第３条の規定により申請書に添付して提出する書類は、補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）の身体障害者手帳の写しとする。

（交付決定）

第５条　市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を佐久市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書の様式等）

第６条　規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、佐久市身体障害者自動車運転免許取得費補助金実績報告書（様式第３号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

２　規則第12条の規定により実績報告書に添付して提出する書類は、申請者が取得した運転免許証の写しとする。

（補助金交付請求書の様式）

第７条　規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付請求書（様式第４号）によるものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成27年12月24日告示第156号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

身体障害者自動車運転免許取得費補助金　身

自動車運転免許の取得に要する経費に対し、補助金を交付します。補助金の交付を受ける場合は、事前に申請が必要です。

対象者	身体障害者手帳１級から４級までに該当する方（所得制限があります）
申請に必要なもの ●は、福祉課、各支所に所定の様式があります。	●申請書 ○身体障害者手帳 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード
補助額	第１種普通自動車運転免許を取得するための経費の２/３以内。 ただし、10万円を限度とする。
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所高齢者児童福祉係

身体障害者用自動車改造費補助金　身

所有する自動車の改造に要する経費に対し、補助金を交付します。補助金の交付を受ける場合は、事前に申請が必要です。

対象者	上肢、下肢または体幹の機能障害のある方（所得制限があります）
申請に必要なもの ●は、福祉課、各支所に所定の様式があります。	●申請書　○運転免許証 ○改造を行う業者の見積書　○身体障害者手帳 ○改造する箇所の写真 ○車検証 ○マイナンバーカード または マイナンバー通知カード
補助額	自ら所有し、運転する自動車の操行装置、駆動装置等を改造する経費。 ただし、10万円を限度とする。
申請・問合せ	福祉課障害福祉係・各支所高齢者児童福祉係

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	自動車運転免許取得費・改造助成事業補助金(改造助成)		
事務事業名称	障がい者地域生活支援事業	事務事業コード	4231-2
所　管	福祉　部　福祉　課　障害福祉　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱	法令種別	要綱		
始期	平成　17　年度（経過年数　17　年）	終期設定	（有・(無)）	終期	令和　　年度
目的	身体障害者の社会参加の促進を図るため、その所有する自動車の改造に要する経費を補助する				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費：身体障害者手帳(上肢・下肢・体幹)所持者で、自ら所有し運転する自動車の操行装置等を改造する経費。補助率10分の10ただし上限1人当たり10万円以内。対象者：①身体障害者福祉法に規定する上肢、下肢、体幹の機能障害の手帳を有する②前年の所得税課税所得金額が補助金を交付する月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者　①、②いづれにも該当する者				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)	☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体	☑ 個人			
	名称(個人は除く)	−			
指標設定	設定の考え方	補助金の交付により自動車改良を行った件数を目標値として設定する。	目標値	4件	
	指標が数値でない場合の評価方法	−			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			1　件	0　件	
決算額(予算額)			100,000　円	0　円	500,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		100,000　円	0　円	500,000　円
指標	目標値	(単位)	4　件	4　件	4　件
	実績値	(単位)	1　件	0　件	
	達成率		25　%	0　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		−	−	−

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数のない年はあるが、行政目的を達成するための手段として妥当である。 ・自動車改造の支援をすることで、障がい者の社会参加、自立更生に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・身体障がい者の社会参加を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めるとともに、対象者要件や周知方法について検討し、よりよい成果が得られるよう制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	―
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	―
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	―
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	―
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	―

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤:(平成10年7月24日障第435号)各都道府県知事あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知による「市町村障害者社会参加促進事業」において、一律に助成額が決められていた。その後障害者自立支援法施行により、市町村任意事業となり地域の特性に応じた事業展開が可能となったが旧事業の基準を継続し、効果検証や見直しの機会とするための期限を設ける必要性を考慮していなかった。
今後、期限を設定し、効果検証や見直しを行う。

⑧:R2年度実績で費用額235,000円に対し、交付額100,000円で費用額の1/2以下であった。

○佐久市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱

平成17年4月1日告示第64号

改正

平成22年3月29日告示第58号
平成27年12月24日告示第156号

佐久市身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、身体障害者の社会参加の促進を図るため、その所有する自動車の改造に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象者は、次のいずれにも該当する身体障害者で市長が適当と認めるものとする。

（１）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に規定する上肢、下肢又は体幹の機能障害に該当するもの

（２）　前年の所得税課税所得金額（各種控除後の額）が、補助金を交付する月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

（補助対象経費及び補助額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助額
前条に規定する対象者が、社会参加に伴い、自ら所有し、運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する経費	１人当たり10万円以内とする。

（交付申請書の様式等）

第４条　規則第３条に規定する補助金等交付申請書は、身体障害者用自動車改造費補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

２　規則第３条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

（１）　自動車の改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）

（２）　運転免許証及び改造を行う自動車の車検証の写し

（実績報告書の様式等）

第５条　規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、身体障害者用自動車改造実績報告書（様式第２号）によるものとする。

２　前項に規定する書類の提出期限は、自動車の改造の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付請求書の様式）

第６条　規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、身体障害者用自動車改造費補助金交付請求書（様式第３号）によるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱（昭和61年佐久市告示第36号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成22年３月29日告示第58号）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年12月24日告示第156号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	チャイルドライン支援事業補助金		
事務事業名称	チャイルドライン推進事業	事務事業コード	4321-8
所　管	福祉　部　子育て支援　課　子育て支援　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市チャイルドライン支援事業補助金交付に関する取扱い	法令種別	その他		
始期	平成 27 年度 (経過年数 6 年)	終期設定	(有・(無))	終期	令和　年度
目的	チャイルドラインに電話をしてくる子ども達の悩みなどの緩和が図られ、自己の問題解決能力が高まり、次世代を担う子ども達を地域全体で支える。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助金額:当該年度予算額(上限) 補助対象経費:電話相談員の養成及び育成に係る経費(講師謝礼、旅費)、電話相談室維持管理経費(光熱水費等) 補助率:定額(30万円)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	NPO法人チャイルドライン佐久			
指標設定	設定の考え方	チャイルドラインへの相談件数 (過去3年間(H29年度～R1年度)の平均件数)	目標値	770件	
	指標が数値でない場合の評価方法	–			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数			1 件	1 件	
決算額(予算額)			300,000 円	300,000 円	300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		300,000 円	300,000 円	300,000 円
指標	目標値	(単位)	770	770	770
	実績値	(単位)	448	414	
	達成率		58.2 %	53.8 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		–	–	–

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・ニーズ(相談件数)は、年々増加しているが令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、稼働時間を少なくし、相談員も密とならぬよう、人数調整を行ったため実績は少なかった。 ・本事業は子どもが「SOS」を発信できるツールの一つとして、重要な役割を担っており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・当団体は、子ども達の心のよりどころとなる事業を実施しており、重要な役割を担っていることから、当面の間、現行どおり継続する。 ・自主財源の確保や効率的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 −：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤チャイルドラインを運営するNPO法人に補助金を交付し、悩みを抱える子どもの話を聴くとともに子どもの話に耳を傾ける大人を増やし、子どもたちの現状を広く社会に発信することで、子どもが生きやすい社会を実現していくことは必要と考える。当面の間は現行どおり継続するが、終期設定を行い、終期の到来に合わせ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

○佐久市補助金等交付規則

平成17年4月1日規則第40号

佐久市補助金等交付規則

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　補助金等の交付の申請及び決定（第3条―第8条）
第3章　補助事業等の遂行等（第9条―第15条）
第4章　補助金等の返還等（第16条―第20条）
第5章　雑則（第21条―第25条）
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、法令、条例等に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則において「補助金等」とは、市が交付する次に掲げるものをいう。

（1）　補助金
（2）　負担金（市に相当の反対給付のないものに限る。）
（3）　利子補給金
（4）　その他相当の反対給付を受けない給付金

2　この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3　この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行うものをいう。

第2章　補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第3条　補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第4条　市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2　市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の条件）

第5条　市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者等に対し、次に掲げる事項につき、条件を付することができる。

（1）　補助事業等を行うため締結する契約に関すること。
（2）　補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
（3）　補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに市長に報告してその承認を受けるべきこと。
（4）　補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間内に完了しないとき及び遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその承認を受けるべきこと。
（5）　前各号に掲げるもののほか、補助事業等の遂行につき特に必要と認められる事項

2　市長は、補助事業等の完了により当該補助事業等に相当の収益が生ずると認められるときは、補助金等の交付の目的に反しない限度において、当該補助金等の全部又は一部に相当する額を市に納付すべき旨の条件を付することができる。

（決定の通知）

第6条　市長は、補助金等の交付の決定をするときは、その決定の内容及びこれに条件を付したものについてはその条件を、補助金等交付決定通知書（様式第4号）により、補助金等の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに、文書をもって申請の取下げをすることができる。
２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第８条　市長は、補助金等の交付の決定をしたものについて、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（１）　天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（２）　補助事業者等が補助事業等を遂行するための必要な土地その他の手段を使用することができないとき又は補助事業等に要する経費のうち、補助事業等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないとき。

（３）　前２号に掲げるもの以外の理由により補助事業等を遂行することができないとき。

２　補助事業者等は、前項の規定により損害を生じた場合であっても、市長に対して損害の賠償を請求することができない。ただし、市長が特に必要と認めた事項については、補助金等を交付することができる。

３　第６条の規定は、第１項の規定により取り消し、又は変更した場合に準用する。

第３章　補助事業等の遂行等

（補助事業等の遂行）

第９条　補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の補助事業等の遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等は他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告）

第10条　市長は、補助事業者等に対し、必要に応じ補助事業等の遂行の状況を報告させることができる。

（補助事業等の遂行の指示）

第11条　市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して期日を指定し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

２　市長は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、その補助事業等の遂行の一時停止を求めることができる。

３　市長は、前項の場合においては、補助事業者等が第１項の期日までに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をとらないときは、第15条第１項の規定によりその補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（実績報告）

第12条　補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等実績報告書（様式第５号）に事業実績書（様式第６号）及び収支精算書（様式第７号）を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第13条　市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第８号）当該補助事業者等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条　補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（是正措置の指示）

第15条　市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る実績報告書の提出があった場合において、その報

告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等に対して是正措置を指示することができる。

2　第11条第３項の規定は、前項の場合に準用する。

第４章　補助金等の返還等

（決定の取消し）

第16条　市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）　偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

（2）　第９条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。

（3）　第21条の規定に違反して承認を受けないで、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したとき。

（4）　正当な理由がなく第22条の規定による報告をせず、又は調査を拒んだため、補助事業等の内容が確認できないとき。

（5）　前各号に掲げるもののほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2　前項の規定は、補助金等の額の確定があった後においても適用することができる。

3　第６条の規定は、第１項の規定による取消しをした場合に準用する。この場合においては、その取消しの理由を付するものとする。

（補助金等の返還）

第17条　市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2　市長は、補助事業等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

3　第６条の規定は、前２項の場合に準用する。

（加算金）

第18条　補助事業者等は、第16条第１項の規定又は法令若しくは条例の規定による取消しに関し、補助金等の返還を求められたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2　補助金等が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4　前３項の規定は、補助金等のうち、国の補助金等に相当するものについては適用しない。

（延滞金）

第19条　補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。この場合において、未納付額の一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額につき計算するものとする。

2　市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項に規定する延滞金の全部又は一部を免除することができる。この場合において、当該免除は、補助事業者等の申請により行うものとする。

3　補助事業者等は、前項後段の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書に当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4　第６条の規定は、第２項の免除をした場合に準用する。

（他の補助金等の交付停止）

第20条　市長は、補助事業者等が補助金等の返還を求められ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して他に交付すべき補助金等があるときは、その相当する限度において交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

2　第６条の規定は、前項の規定により一時停止し、又は相殺した場合に準用する。

第５章　雑則

（財産の処分制限）

第21条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、次の各号のいずれかに該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。

（１）　不動産及びその従物

（２）　機械及び重要な器具で市長が指定するもの

（３）　その他補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め、市長が指定する財産

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

（１）　補助事業者等が第５条第２項の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を市に納付したとき。

（２）　補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したとき。

3　第６条の規定は、第１項の承認をした場合に準用する。

（立入調査等）

第22条　市長は、補助金等に関し、必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の職員は、その職務を行う場合には、補助金等調査員の証（様式第10号）を携行しなければならない。

（手続の特例）

第23条　市長は、第３条、第６条又は第12条から第14条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより、これらの規定に係る手続を併合し、又は省略して補助金等を交付することができる。

（様式の特例）

第24条　市長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、この規則に定める様式を変更することができる。

（補則）

第25条　この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の補助金等交付規則（昭和50年佐久市規則第４号）、臼田町一般事業補助金交付規程（昭和48年臼田町規程第５号）、補助金等交付規則（昭和54年浅科村規則第８号）又は補助金等交付要綱（昭和47年望月町告示第86号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第１号（第３条関係）
様式第２号（第３条関係）
様式第３号（第３条関係）
様式第４号（第６条関係）
様式第５号（第12条関係）
様式第６号（第12条関係）
様式第７号（第12条関係）
様式第８号（第13条関係）
様式第９号（第14条関係）
様式第10号（第22条関係）

佐久市チャイルドライン支援事業補助金交付に関する取扱い（内規）

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の民間団体が、子ども自身の問題解決能力を高めるために、子どものありのままの声を電話を通じて受けとめ、共に考える子ども電話相談事業（以下「チャイルドライン」という。）の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成１７年佐久市規則第４０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、子どもの悩みなどを電話で聞くチャイルドラインを行う市内の民間団体に運営費を助成することにより電話相談員の資質向上及びチャイルドラインのＰＲを一層図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　市は、前条の目的の達成に資するため、チャイルドライン支援事業（以下「支援事業」という。）を行う別表の第１欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、当該年度予算額を上限とし、支援事業に要する別表の第２欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の定額又は実経費とする。

（交付申請の関係書類）

第４条　規則第３条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）事業を実施する者の名簿（役員名簿）

（２）　規約、会則等

（３）　電話相談員の名簿及び経歴書

（４）　前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第５条　本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、当該補助金に係る電話受付簿、電話相談内容を記載した書類、電話相談員等の出勤状況に関する書類及び経理関係帳簿を備え、これらを５年間保存しなければならない。

（実積報告の時期等）
第６条　規則第１２条に規定する書類の提出期限は、補助事業完了の日から３０日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い日とする。

附則
この内規は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度の補助事業から適用する。

別表（第３条関係）

１ 事業実施主体	２ 補助対象経費	３ 補助率
市内で子ども電話相談（チャイルドライン）を行っている民間団体	電話相談員の養成及び育成に係る経費 （講師謝礼、旅費） 電話相談室維持管理経費（光熱水費等）	定額

2019年度 チャイルドライン佐久 収支精算書

1 収入済額　1,591,402
2 支出済額　1,477,668
3 差引残高　113,734（次年度繰越金）

収入の部

区分	予算額	精算額	増減額	備考
受講費	156,500	121,500	△ 35,000	養成講座　10,000円×12名＝120,000円 公開講座　500円×3名＝1,500円
寄付金	370,000	316,595	△ 53,405	個人寄付　団体寄付　募金箱17,375円
助成金	300,000	300,000	0	佐久市助成金
補助金	572,000	548,000	△ 24,000	県費補助金
協賛・賛助会費	130,000	101,000	△ 29,000	正会員　個人3,000円×11口　支援会員　1,000円×68口
前年度繰越金	167,122	167,122	0	
その他収入	50,000	37,185	△ 12,815	県推進協議会より交通費補助　20,450円 カード宅配代金　4,282円 支援センター交通費補助　4744円 データーベース入力作業費　7705円 利息　4円
合計	1,745,622	1,591,402	△ 154,220	

支出の部

区分		予算額	精算額	補助対象（県補助金）	補助対象（市補助費）	補助対象（団体費）	備考
人件費	給料	480,000	324,000	166,854	0	157,146	事務職員　10,000×12＝120,000 10,000×6＝60,000 通勤費　2,000×12＝24,000 5,000×12＝60,000 5,000×12＝60,000
	共済費	0	0	0	0	0	
報償費		330,000	310,000	0	178,327	131,673	養成講座講師料　280,000円 継続研修講師料　30,000円
旅費		250,000	234,410	0	0	234,410	養成講座講師旅費、宿泊費 128,160円 継続研修講師旅費　40,000円 CLセンター会議交通費　31,540円 県協議会関係交通費　27,070円 カード宅配料　2,640円
ボランティア交通費			0	0	0	0	
需要費		385,000	285,600	138,695	105,466	41,439	
内訳	消耗品費	15,000	11,952	0	0	11,952	文具類、用紙類、パソコン関係消耗品、封筒、書籍等
	光熱水費	180,000	105,466	0	105,466	0	電気代、水道代；施設面積按分2.7%
	印刷製本費	150,000	138,695	138,695	0	0	養成講座資料、お便り、資料作成等のコピー機使用料 名刺印刷代
	食糧費	20,000	29,487	0	0	29,487	講師お茶代　会議お茶代　その他
	修繕費	20,000	0	0	0	0	
役務費		217,622	195,581	195,581	0	0	
内訳	電話料金	197,622	176,079	176,079	0	0	プロバイダー料金　22,855円 携帯電話代　115,307円 施設電話代　37,917円
	送料	20,000	19,502	19,502	0	0	郵送料、切手代、振込手数料　カ-
使用料		50,000	43,077	26,870	16,207	0	
内訳	事務所経費	20,000	16,207	0	16,207	0	施設浄化槽、警備、電気点検料　面積割0.7%
	会場使用料	30,000	26,870	26,870	0	0	浅間会館　14,210円　佐久創造館　5,310円　佐久平交流センター　7,350円
委託料		0	0	0	0	0	
負担金		30,000	20,000	20,000	0	0	チャイルドライン支援センター会費
公課費		3,000	0	0	0	0	
積立金		0	65,000	0	0	65,000	運営、設備関係引当金
合計		1,745,622	1,477,668	548,000	300,000	629,668	

チャイルドライン佐久　令和2年度(2020年度) 収支精算書

1 収入済額　1,645,788
2 支出済額　1,507,290
3 差引残高　138,498（次年度繰越金）

収入の部

区分	予算額	清算額	増減額	備考
受講費	50,000	0	△ 50,000	受講者　公開講座
寄付金	200,000	168,400	△ 31,600	団体　募金箱　個人
助成金	500,000	500,000	0	佐久市助成金300,000円　キリン福祉財団キリン・地域のちから応援事業200,000円
補助金	594,000	721,625	127,625	県費補助金　新型コロナ対策費用127,625円
協賛・賛助会費	90,000	124,000	34,000	支援会員　正会員
協議会事務局費	0	0	0	県推進協議会より、賃借料など事務所経費
前年度繰越金	113,734	113,734	0	
その他収入	35,000	18,029	△ 16,971	推進協議会より交通費　カード発送料 データベース入力代金　支援センター交通費補助　利息
合計	1,582,734	1,645,788	63,054	

支出の部

区分		予算額	清算額	補助対象（県補助金）	補助対象（市補助金）	補助対象（団体費）	備考
人件費	給料	300,000	384,000	120,000	144,000	120,000	事務職員　20,000×12=240,000 2,000×12=24,000 通勤費　5,000×12×2人=120,000
	共済費	0	0	0	0	0	社会保険料・労働保険料なし
報償費		370,000	122,000	30,000	0	92,000	特別公開講座などの講師料
旅費		260,000	84,430	23,145	32,905	28,380	特別公開講座講座講師交通費 研修会講師交通費　協議会交通費 受け手・支えて交通費　他
ボランティア交通費		0	0	0	0	0	
需要費		357,734	580,742	203,449	87,791	289,502	
内訳	消耗品費	22,734	228,360	71,449	0	156,911	文具類、用紙類、日用品雑貨消耗品、感染症対策用品(非接触型体温計、パーテーション、消毒液、ペーパータオルほか)、シュレッダー、Wi-Fiルーター、パソコン他
	光熱水費	120,000	76,791	0	76,791	0	電気代、水道代:施設面積按分
	印刷製本費	175,000	219,070	132,000	11,000	76,070	コピー機使用料　リーフレット作成印刷代
	食糧費	20,000	1,521	0	0	1,521	講師お茶代　会議お茶代　その他
	修繕費	20,000	55,000	0	0	55,000	事務所間仕切り撤去工事
役務費		210,000	232,188	188,020	19,000	25,168	
内訳	電話料金	180,000	181,420	158,020	19,000	4,400	プロバイダー料　施設電話料 携帯使用料　オンライン通信料
	送料	30,000	50,768	30,000	0	20,768	郵便・宅配送料　切手代他
使用料		52,000	25,344	800	16,304	8,240	
内訳	事務所経費	17,000	16,304	0	16,304	0	施設浄化槽、警備、電気点検料:施設全体×0.007
	会場使用料	35,000	9,040	800	0	8,240	特別公開講座などの会場費
委託料		0	50,000	0	0	50,000	ホームページ作成費用
負担金		30,000	28,586	28,586	0	0	チャイルドライン支援センター会費 推進協議会負担金
公課費		3,000	0	0	0	0	
合計		1,582,734	1,507,290	594,000	300,000	613,290	

チャイルドライン佐久　令和3年度(2021年度) 収支清算書

1 収入済額　1,619,363
2 支出済額　1,405,601
3 差引残高　213,762 (次年度繰越金)

収入の部

区分	予算額	清算額	増減額	備考
受講費	50,000	112,500	62,500	受講者　公開講座
寄付金	180,000	327,452	147,452	個人　団体　募金箱
助成金	300,000	300,000	0	佐久市助成金
補助金	612,000	632,000	20,000	県費補助金、情報モラル向上支援事業補助金
協賛・賛助会費	120,000	75,500	△ 44,500	正会員　支援会員
協議会事務局費	0	0	0	県推進協議会より、賃借料など事務所経費
前年度繰越金	138,498	138,498	0	
その他収入	18,000	33,413	15,413	推進協議会より交通費、カード発送料 データベース入力作業費　利息
合計	1,418,498	1,619,363	200,865	

支出の部

区分		予算額	清算額	補助対象(県補助金)	補助対象(市補助金)	補助対象(団体費)	備考
人件費	給料	324,000	324,000	89,000	40,000	195,000	事務職員 通勤費
	共済費	0	0	0	0	0	社会保険料・労働保険料なし
報償費		335,000	310,000	140,000	119,000	51,000	特別公開講座、養成講座、継続研修等講師料 (コロナ禍のために講師料7万円未決済)
旅費		150,000	146,610	50,000	30,000	66,610	特別公開講座、養成講座、継続研修等講師交通費 協議会交通費、運営委員交通費、受け手支え手交通費 (コロナ禍のために講師交通費精算書48500円未決済)
ボランティア交通費		0	0	0	0	0	
需要費		317,498	321,046	140,000	82,000	99,046	
内訳	消耗品費	59,498	45,707	20,000	0	25,707	文具類、用紙類、感染症対策用品、二酸化炭素検査器 書籍代　他
	光熱水費	78,000	82,809	0	82,000	809	電気代、水道代:施設面積按分
	印刷製本費	150,000	179,615	120,000	0	59,615	コピー機使用料、名入り封筒印刷代
	食糧費	30,000	12,915	0	0	12,915	講師お茶代　会議お茶代　その他
	修繕費	0	0	0	0	0	
役務費		215,000	218,063	185,000	9,000	24,063	
内訳	電話料金	185,000	174,166	165,000	9,000	166	プロバイダー料金、施設電話料、携帯電話料
	送料	30,000	43,897	20,000	0	23,897	郵便・宅配送料、切手代、はがき他
使用料		47,000	28,309	8,000	20,000	309	
内訳	事務所経費	17,000	20,109	0	20,000	109	施設浄化槽、警備、電気点検料:施設全体×0.07
	会場使用料	30,000	8,200	8,000	0	200	特別公開講座などの会場費
委託料		0	4,400	0	0	4,400	廃棄処分料、携帯電話契約事務手数料
負担金		30,000	52,573	20,000	0	32,573	チャイルドライン支援センター会費、推進協議会負担金 佐久地区プラットフォーム年会費
公課費		0	600	0	0	600	収入印紙
合計		1,418,498	1,405,601	632,000	300,000	473,601	

チャイルドラインの状況

1 チャイルドラインとは？

18歳までの子どもがかける専用の電話です。名前をいわなくてもいい、秘密は守る、どんなことでも子どもたちと一緒に考える電話です。子どもの声に耳を傾け「ことば」の奥にある「気持ち」を聴く「こころの居場所」です。

2 チャイルドラインの子どもたちへの周知方法

佐久市教育委員会の協力を得て、夏休みに入る前に市内小学校・中学校へチャイルドラインの紹介や電話番号入りのポスター配布、学校を通じてカードを子どもたちの手元へ配布。

カード（表面）

カード（裏面）

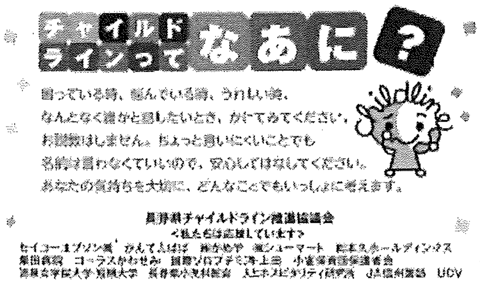

3 受け手とは？

電話をかけてきた子どもたちの気持ちに寄り添い、耳を傾け子どもたちが自らの力で解決できるようにサポートする電話相談員です。

4 支え手とは？

受け手（電話相談員）を支える存在。受け手の電話対応をサポートしたり、電話相談終了後、受け手と一緒に「振り返り」を行い対応のチェックをします。支え手は、受け手に寄り添い共に考える役割を担います。

5 受け手養成講座受講者数

	R3	R2	R1
受講者数	12	0	9

6 受け手登録者数

	R3	R2	R1
新規登録者数	6	0	2
登録者数累計	34	38	36
1月当たり実働数	22	24	24

7 電話受付件数（月別）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3	会話成立	36	46	36	54	33	56	47	43	35	10	0	18	414
	無言・不成立外	117	144	101	165	111	147	123	88	61	26	0	42	1,125
	合計	153	190	137	219	144	203	170	131	96	36	0	60	1,539
R2	会話成立	11	26	40	48	55	38	51	49	40	0	47	43	448
	無言・不成立外	15	76	105	132	85	128	157	135	129	0	95	80	1,137
	合計	26	102	145	180	140	166	208	184	169	0	142	123	1,585
R1	会話成立	61	56	70	63	82	87	41	80	46	37	79	43	745
	無言・不成立外	154	190	181	161	259	183	112	183	161	149	194	114	2,041
	合計	215	246	251	224	341	270	153	263	207	186	273	157	2,786

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市保育所等通園費補助金		
事務事業名称	通園費補助事業	事務事業コード	4322-7
所　管	福祉　部　子育て支援　課　保育　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金（施策推進型補助金）	種別	サービス格差是正補助金		
根拠法令等名称	佐久市保育所等通園費補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度（経過年数 16 年）	終期設定	（有・(無)）	終期	令和　年度
目的	保育所等に通園する児童の安全と保護者の負担軽減を図り、保育に欠ける児童の福祉向上に資するため、遠距離にある住居から通園する園児の保護者に対して補助金を交付する。				
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）	住居から最寄りの保育所等までの距離が4キロメートル以上あり、遠距離交通機関等を利用し通園する園児の保護者に対して、月額1,000円の補助金を交付する。保護者の都合により園児が住居する最寄りの保育所等以外の保育所に通園する場合は、交付対象外とする。				
交付対象者、団体	□ 特定団体（市が事務局となっているもの）	□ 特定団体（市が事務局となっていないもの）			
	□ 不特定団体	☑ 個人			
	名称（個人は除く）	－			
指標設定	設定の考え方	－	目標値	－	
	指標が数値でない場合の評価方法	交付対象となる全ての世帯に対して補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			50　件	49　件	
決算額（予算額）			582,000　円	582,000　円	720,000　円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）		0　円	0　円	0　円
	一般財源		582,000　円	582,000　円	720,000　円
指標	目標値	（単位）	－	－	－
	実績値	（単位）	－	－	
	達成率		－　%	－　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		交付対象となる50世帯に対して補助金を交付した。	交付対象となる49世帯に対して補助金を交付した。	交付対象となる全ての世帯に補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・保育所等を利用する保護者の経済的負担の是正を図るうえで、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・家庭の経済的負担の軽減に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められること、今後保育園の統合等により遠距離通園となる児童が増加することが想定されるため、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	−
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	−
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	−
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	−
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	−
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	−

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　−：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤保育園の統合等により遠距離通園となる児童が増えることが想定されるため、当面の間は現行どおり継続するが、終期設定を行い、終期の到来に合わせ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

○佐久市保育所等通園費補助金交付要綱

平成17年4月1日告示第16号

改正

令和2年8月19日告示第122号

佐久市保育所等通園費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、保育所等に通園する児童の安全と保護者の負担の軽減を図り、保育に欠ける児童の福祉向上に資するため、遠距離にある住居から通園する児童の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　保育所等　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定による市長の認可を得た小規模保育事業並びに同法35条第3項又は第4項の規定により設置された保育所及び幼保連携型認定こども園をいう。

（2）　遠距離　住居から保育所等までの距離がおおむね4キロメートル以上ある場合をいう。

（補助金交付対象）

第3条　補助金の交付の対象は、遠距離交通機関等を利用し通園する児童（幼保連携型認定こども園に通園する児童にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条1項第1号に掲げる小学校就学前子どもを除く。）の保護者とする。ただし、保護者の都合により児童が住居する最寄りの保育所等以外の保育所等へ通園する場合は、交付対象としない。

2　通園距離は、市長が認定する。

（補助金の額）

第4条　交通機関を利用して通園する場合の1か月当たりの補助金の額は、3か月定期券の料金を3で除して得た額の2分の1の額とする。

2　交通用具で通園する場合の補助金の額は、月額1,000円とする。

3　保護者が輸送契約等に基づき集団でタクシー等を利用する場合又は保護者会自身がマイクロバス等を運行する場合の補助金の額は、第1項の規定により算出した額に相当する額とする。

4　第1項の交通機関を利用して通園する場合において、保護者会が児童の安全を確保するため添乗員（市長が適当と認めた者に限る。）を雇用した場合の補助金の額は、その報酬の額（市長が定めた額）及び定期券の料金の全額とする。

（補助金の申請）

第5条　この補助金の交付を受けようとする者は、保育所等通園費補助金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）により、市長に申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、別に定める交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条　補助金交付対象者は、補助事業が完了したときは、保育所等通園費補助事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付請求）

第8条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、保育所等通園費補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市保育所通園費補助金交付要綱（昭和60年佐久

市告示第32号）又は遠隔地児童保育所通所費補助金交付要綱（昭和53年望月町告示第41号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和２年８月19日告示第122号）

この要綱は、告示の日から施行する。

佐久市保育所通園費補助金に関する内規

平成３０年９月１１日決裁

（目的）

第１条　この内規は、佐久市保育所通園費補助金交付要綱の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象）

第２条　月途中の入所及び転居等により交付対象となった場合には、その月より交付対象とする。

第３条　月途中の退所及び転居等により交付対象外となった場合には、その月までを交付対象とする。

附則

この内規は、平成３０年度の通園費補助金交付事務から適用するものとする。

●補助金交付対象　:　住居から最寄りの保育所等までの距離が4km以上ある児童の保護者
●補助額　　　　:　自家用車通園の場合　月額1,000円（自家用車以外の利用は過去3年実績なし）

保育園名				令和元年度	令和2年度	令和3年度
大沢保育園	添乗員分		人員			
			定期代			
			報酬			
	児童分	バス通園	児童数			
			定期代			
		自家用車通園	世帯数			3
			児童数			3
			自家用車			36,000
城山保育園	添乗員分		人員			
			定期代			
			報酬			
	児童分	バス通園	児童数			
			定期代			
		自家用車通園	世帯数	7	6	7
			児童数	10	7	9
			自家用車	84,000	72,000	84,000
東保育園	添乗員分		人員			
			定期代			
			報酬			
	児童分	バス通園	児童数			
			定期代			
		自家用車通園	世帯数	3	2	2
			児童数	3	3	3
			自家用車	29,000	24,000	24,000
もちづき保育園	添乗員分		人員			
			定期代			
			報酬			
	児童分	バス通園	児童数			
			定期代			
		自家用車通園	世帯数	34	32	30
			児童数	44	38	36
			自家用車	388,000	375,000	359,000
あさしな保育園	添乗員分		人員			
			定期代			
			報酬			
	児童分	バス通園	児童数			
			定期代			
		自家用車通園	世帯数	7	9	6
			児童数	9	12	8
			自家用車	69,000	99,000	69,000
岸野保育園	添乗員分		人員			
			定期代			
			報酬			
	児童分	バス通園	児童数			
			定期代			
		自家用車通園	世帯数	1	1	1
			児童数	1	1	1
			自家用車	12,000	12,000	10,000
計	添乗員分		人員			
			定期代			
			報酬			
	児童分	バス通園	児童数			
			定期代			
		自家用車通園	世帯数	52	50	49
			児童数	67	61	60
			自家用車	582,000	582,000	582,000
合計				582,000	582,000	582,000

●自家用車通園世帯・児童の距離別一覧

保育園名		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数
大沢保育園	4km以上　5km未満					3	3
	5km以上　6km未満						
	6km以上　7km未満						
	7km以上　8km未満						
	8km以上　9km未満						
	9km以上　10km未満						
	10km以上						
	計					3	3
城山保育園	4km以上　5km未満	1	1	1	1	1	1
	5km以上　6km未満						
	6km以上　7km未満	4	5	3	3	2	2
	7km以上　8km未満	1	2	1	2	3	5
	8km以上　9km未満						
	9km以上　10km未満	1	2	1	1	1	1
	10km以上						
	計	7	10	6	7	7	9
東保育園	4km以上　5km未満						
	5km以上　6km未満	1	1	1	1	1	2
	6km以上　7km未満	2	2	1	2	1	1
	7km以上　8km未満						
	8km以上　9km未満						
	9km以上　10km未満						
	10km以上						
	計	3	3	2	3	2	3
もちづき保育園	4km以上　5km未満	4	6	6	7	5	5
	5km以上　6km未満	7	10	7	9	8	10
	6km以上　7km未満	9	13	5	7	5	6
	7km以上　8km未満	6	7	8	9	6	9
	8km以上　9km未満	6	6	3	3	3	3
	9km以上　10km未満	1	1	1	1	3	3
	10km以上	1	1	2	2		
	計	34	44	32	38	30	36
あさしな保育園	4km以上　5km未満	3	3	4	5	2	3
	5km以上　6km未満	3	4	4	5	2	3
	6km以上　7km未満	1	2	1	2	2	2
	7km以上　8km未満						
	8km以上　9km未満						
	9km以上　10km未満						
	10km以上						
	計	7	9	9	12	6	8
岸野保育園	4km以上　5km未満					1	1
	5km以上　6km未満						
	6km以上　7km未満	1	1	1	1		
	7km以上　8km未満						
	8km以上　9km未満						
	9km以上　10km未満						
	10km以上						
	計	1	1	1	1	1	1
計	4km以上　5km未満	8	10	11	13	12	13
	5km以上　6km未満	11	15	12	15	11	15
	6km以上　7km未満	17	23	11	15	10	11
	7km以上　8km未満	7	9	9	11	9	14
	8km以上　9km未満	6	6	3	3	3	3
	9km以上　10km未満	2	3	2	2	4	4
	10km以上	1	1	2	2		
合計		52	67	50	61	49	60

佐久市内保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園の位置図

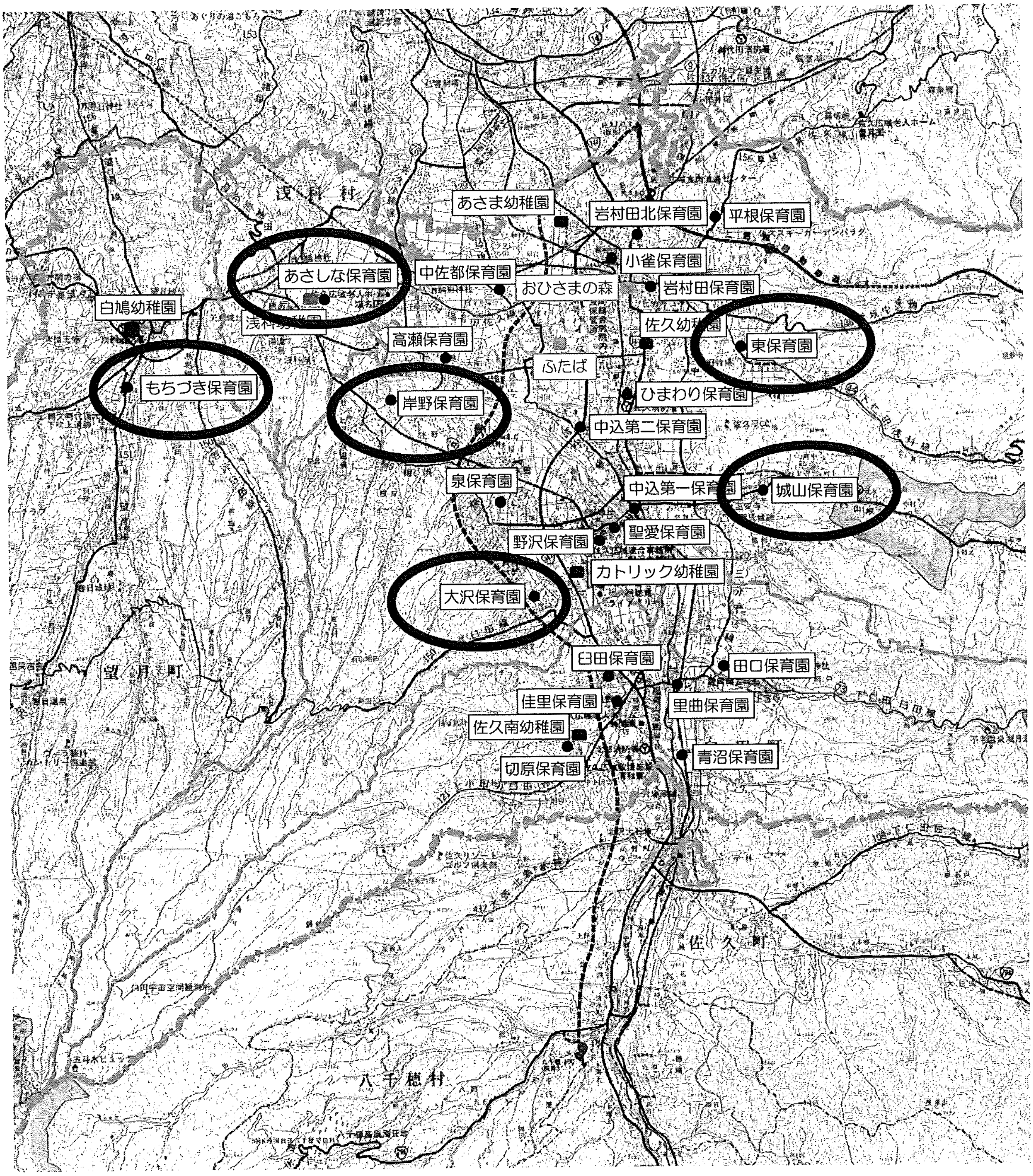

- ● 公立保育園　15園
- ● 私立保育園　9園
- ■ 私立幼稚園　5園
- ■ 私立認定こども園　1園
- ■ 小規模保育事業所　2園

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久シルバー人材センター運営費補助金		
事務事業名称	高齢者生きがい対策事業	事務事業コード	4222-2
所管	福祉　部　高齢者福祉　課　高齢者事業　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱	法令種別	要綱		
始期	平成 17 年度(経過年数 17 年)	終期設定	(有・(無))	終期	令和　年度
目的	定年退職後等の高年齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した軽易な就業機会等を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性を図ることを目的とする。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	・高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)に定める経費 ・補助金の額は、国の補助金額と同額を限度とする。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	佐久シルバー人材センター			
指標設定	設定の考え方	高齢者の雇用機会を確保するため、会員数を目標値として設定する。	目標値	1,290人	
	指標が数値でない場合の評価方法	—			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		11,357,195 円	11,388,548 円	11,405,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	11,357,195 円	11,388,548 円	11,405,000 円
指標	目標値 (単位)	1,390 人	1,370 人	1,290 人
	実績値 (単位)	1,335 人	1,161 人	
	達成率	96.0 %	84.7 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	新型コロナの影響で会員数は減少したが、国においても、人生100年時代に対応するため、中高年の就労を促進することを提唱していることから、行政目的達成のための手段として妥当性がある。当団体は、働く意欲ある高齢者に就業機会を確保することに寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・市単独補助金ではあるが、構成町(佐久穂町、小海町)も佐久シルバー人材センターへ均等割、人口割を補助しているため終期は設けず、自主財源の確保や効率的な運営が行われるよう、適宜、指導、助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	－
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	－
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤構成町(佐久穂町、小海町)も佐久シルバー人材センターへ均等割、人口割を補助しているのが現状であるが、終期設定を行い、終期の到来に合わせ、必要に応じてより良い制度のあり方に見直す。

○佐久市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱

平成17年４月１日告示第42号

改正

平成22年３月29日告示第61号

佐久市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、働く意欲と能力を持つ高年齢者の積極的な社会参加の促進を図るため、シルバー人材センター運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第２条　補助金の対象となる経費は、高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱（平成13年11月１日付け厚生労働省発職高第170号）に定める経費とし、補助金の額は、国の補助金額と同額を限度とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

（補助金の申請）

第３条　補助金の交付申請は、シルバー人材センター運営事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

（補助金交付の条件）

第４条　補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

２　前項の規定による承認を受けようとするときは、シルバー人材センター運営事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）を提出して行うものとする。

（実績報告）

第５条　補助事業完了後は、速やかにシルバー人材センター運営事業実績報告書（様式第３号）を提出するものとする。

（補助金の請求）

第６条　補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、シルバー人材センター運営事業補助金交付（概算払）請求書（様式第４号）を提出するものとする。

（財産処分の制限）

第７条　規則第21条第１項に規定する承認は、シルバー人材センター財産処分承認申請書（様式第５号）により申請するものとする。

２　規則第21条第１項第２号の規定により市長が指定する財産は、取得金額が１件50万円以上の機械又は器具とする。

３　規則第21条第２項第２号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数に相当する期間とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱（平成３年佐久市告示第25号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成22年３月29日告示第61号）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

佐久シルバー人材センター運営費補助金事業について

1　事業の趣旨

シルバー人材センター運営事業に要する経費に対し補助金を交付し、働く意欲と能力を持つ高年齢者の積極的な社会参加の促進を図るため。

なお、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」第5条では「国及び地方公共団体は、…（中略）その実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行う…（後略）」と、第36条では「国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の…（中略）軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成…（後略）」と規定されている。

2　補助金交付対象者

公益社団法人佐久シルバー人材センター

3　助成対象経費及び補助率

高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱に定める経費とし、補助金の額は、国の補助金額と同額を限度。

補助金は、佐久シルバー人材センターの構成市町である佐久市・佐久穂町・小海町が、均等割（20%）及び人口割（80%）で負担している。

4　直近5年間の補助実績

年　度	佐久市補助金	国庫補助金
平成29年度	10,915,224円	14,500,000円
平成30年度	10,939,418円	14,500,000円
令和元年度	11,336,248円	15,000,000円
令和2年度	11,357,195円	15,000,000円
令和3年度	11,388,548円	15,000,000円

※ 構成市町の補助金総額は、いずれの年も国庫補助金と同額

※ 佐久市の人口比率は約87%

正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受託事業収益	708,714,172	723,239,560	△ 14,525,388
受取配分金	615,583,547	627,189,184	△ 11,605,637
受取材料費等	48,527,633	50,931,362	△ 2,403,729
受取事務費	44,602,992	45,119,014	△ 516,022
指定管理事業収益	4,022,177	3,449,999	572,178
受取配分金	3,547,945	3,276,100	271,845
受取管理費等	406,616	7,400	399,216
受取事務費	67,616	166,499	△ 98,883
労働者派遣事業等受託収益	4,847,911	4,693,452	154,459
労働者派遣事業等受託収益	4,847,911	4,693,452	154,459
高齢者活躍人材育成事業収益	110,682	208,745	△ 98,063
高齢者活躍人材育成事業収益	110,682	208,745	△ 98,063
受取会費	2,854,000	2,812,000	42,000
正会員受取会費	2,854,000	2,812,000	42,000
受取補助金等	30,000,000	29,000,000	1,000,000
受取連合交付金	15,000,000	14,500,000	500,000
受取市町補助金	15,000,000	14,500,000	500,000
雑収益	1,339,811	1,094,855	244,956
受取利息	86	430	△ 344
雑収益	1,339,725	1,094,425	245,300
貸倒引当金戻入額	12,355	0	12,355
貸倒引当金戻入額	12,355	0	12,355
経常収益計	751,901,108	764,498,611	△ 12,597,503
(2)経常費用			
事業費	741,554,788	758,143,502	△ 16,588,714
支払配分金	615,583,547	627,189,184	△ 11,605,637
支払材料費等	33,314,024	34,584,520	△ 1,270,496
支払配分金（指定）	3,547,945	3,276,100	271,845
支払材料費等（指定）	18,006	6,000	12,006
支払管理費（指定）	7,480	1,400	6,080
職員基本給	17,707,050	17,334,180	372,870
職員特別手当	2,632,528	3,163,271	△ 530,743
賞与引当金繰入額	1,054,511	1,526,612	△ 472,101
職員諸手当	1,451,786	1,443,100	8,686
臨時雇賃金	909,889	151,800	758,089
法定福利費	7,477,304	7,186,265	291,039
退職給付費用	1,735,800	1,567,200	168,600
福利厚生費	136,155	127,973	8,182
会議費	112,757	259,074	△ 146,317
旅費交通費	829,310	1,019,603	△ 190,293
通信運搬費	2,950,226	2,910,679	39,547
減価償却費	2,931,636	3,349,478	△ 417,842
什器備品費	111,368	356,292	△ 244,924
消耗品費	6,880,735	7,970,068	△ 1,089,333
修繕費	713,826	1,005,006	△ 291,180
印刷製本費	496,020	994,464	△ 498,444
光熱水料費	918,651	679,229	239,422
賃借料	5,808,748	5,949,488	△ 140,740
保険料	5,168,663	5,231,330	△ 62,667

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
諸謝金	17,710,733	18,144,611	△ 433,878
租税公課	2,145,500	1,862,500	283,000
支払負担金	132,670	140,040	△ 7,370
組織活動助成費	201,080	459,858	△ 258,778
委託費	6,714,743	8,657,890	△ 1,943,147
支払手数料	758,283	529,130	229,153
貸倒引当金繰入額	0	5,677	△ 5,677
雑費	1,393,814	1,061,480	332,334
管理費	9,734,973	9,712,018	22,955
職員基本給	1,767,450	1,726,020	41,430
職員特別手当	277,419	330,560	△ 53,141
賞与引当金繰入額	59,866	124,995	△ 65,129
職員諸手当	137,749	137,403	346
法定福利費	422,057	411,522	10,535
退職給付費用	118,200	96,800	21,400
福利厚生費	115,709	114,819	890
会議費	150,627	97,954	52,673
役員等旅費交通費	1,111,400	1,205,630	△ 94,230
旅費交通費	65,260	92,900	△ 27,640
通信運搬費	786,675	574,624	212,051
減価償却費	188,568	188,568	0
消耗品費	163,313	96,259	67,054
印刷製本費	191,160	187,920	3,240
光熱水料費	156,910	147,514	9,396
賃借料	470,365	455,819	14,546
保険料	66,213	68,583	△ 2,370
租税公課	407,200	307,600	99,600
支払負担金	1,968,758	1,981,114	△ 12,356
委託費	988,501	1,162,447	△ 173,946
支払手数料	25,956	27,188	△ 1,232
雑費	95,617	175,779	△ 80,162
経常費用計	751,289,761	767,855,520	△ 16,565,759
評価損益等調整前当期経常増減額	611,347	△ 3,356,909	3,968,256
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	611,347	△ 3,356,909	3,968,256
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	611,347	△ 3,356,909	3,968,256
一般正味財産期首残高	75,154,241	78,511,150	△ 3,356,909
一般正味財産期末残高	75,765,588	75,154,241	611,347
Ⅱ指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	75,765,588	75,154,241	611,347

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受託事業収益	666,904,215	708,714,172	△ 41,809,957
受取配分金	575,895,236	615,583,547	△ 39,688,311
受取材料費等	48,735,247	48,527,633	207,614
受取事務費	42,273,732	44,602,992	△ 2,329,260
指定管理事業収益	590,022	4,022,177	△ 3,432,155
受取配分金	142,870	3,547,945	△ 3,405,075
受取管理費等	383,360	406,616	△ 23,256
受取事務費	63,792	67,616	△ 3,824
労働者派遣事業等受託収益	4,433,108	4,847,911	△ 414,803
労働者派遣事業等受託収益	4,433,108	4,847,911	△ 414,803
高齢者活躍人材育成事業収益	0	110,682	△ 110,682
高齢者活躍人材育成事業収益	0	110,682	△ 110,682
受取会費	2,712,000	2,854,000	△ 142,000
正会員受取会費	2,712,000	2,854,000	△ 142,000
受取補助金等	30,000,000	30,000,000	0
受取連合交付金	15,000,000	15,000,000	0
受取市町補助金	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	1,051,830	1,339,811	△ 287,981
受取利息	106	86	20
雑収益	1,051,724	1,339,725	△ 288,001
貸倒引当金戻入額	82,278	12,355	69,923
貸倒引当金戻入額	82,278	12,355	69,923
経常収益計	705,773,453	751,901,108	△ 46,127,655
(2)経常費用			
事業費	704,539,711	741,554,788	△ 37,015,077
支払配分金	575,895,236	615,583,547	△ 39,688,311
支払材料費等	32,958,450	33,314,024	△ 355,574
支払配分金（指定）	142,870	3,547,945	△ 3,405,075
支払管理費（指定）	0	7,480	△ 7,480
支払材料費等（指定）	8,050	18,006	△ 9,956
職員基本給	14,868,360	17,707,050	△ 2,838,690
職員特別手当	2,864,108	2,632,528	231,580
賞与引当金繰入額	2,128,974	1,054,511	1,074,463
職員諸手当	1,080,716	1,451,786	△ 371,070
臨時雇賃金	1,701,094	909,889	791,205
法定福利費	7,852,206	7,477,304	374,902
退職給付費用	2,373,628	1,735,800	637,828
福利厚生費	139,508	136,155	3,353
会議費	44,315	112,757	△ 68,442
旅費交通費	215,997	829,310	△ 613,313
通信運搬費	3,239,105	2,950,226	288,879
減価償却費	2,693,282	2,931,636	△ 238,354
什器備品費	255,840	111,368	144,472
消耗品費	4,711,155	6,880,735	△ 2,169,580
修繕費	1,157,246	713,826	443,420
印刷製本費	607,200	496,020	111,180
光熱水料費	950,177	918,651	31,526
賃借料	5,482,277	5,808,748	△ 326,471
保険料	5,320,457	5,168,663	151,794
諸謝金	25,265,159	17,710,733	7,554,426
租税公課	2,271,000	2,145,500	125,500

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
支払負担金	76,300	132,670	△ 56,370
組織活動助成費	12,893	201,080	△ 188,187
委託費	7,448,105	6,714,743	733,362
支払手数料	811,225	758,283	52,942
貸倒損失	660,622	0	660,622
貸倒引当金繰入額	134,365	0	134,365
雑費	1,169,791	1,393,814	△ 224,023
管理費	7,480,349	9,734,973	△ 2,254,624
職員基本給	1,652,040	1,767,450	△ 115,410
職員特別手当	318,223	277,419	40,804
賞与引当金繰入額	121,872	59,866	62,006
職員諸手当	120,088	137,749	△ 17,661
法定福利費	363,093	422,057	△ 58,964
退職給付費用	137,994	118,200	19,794
福利厚生費	124,319	115,709	8,610
会議費	3,888	150,627	△ 146,739
役員等旅費交通費	914,000	1,111,400	△ 197,400
旅費交通費	5,720	65,260	△ 59,540
通信運搬費	770,573	786,675	△ 16,102
減価償却費	47,630	188,568	△ 140,938
消耗品費	20,358	163,313	△ 142,955
印刷製本費	194,700	191,160	3,540
光熱水料費	160,771	156,910	3,861
賃借料	442,242	470,365	△ 28,123
保険料	64,672	66,213	△ 1,541
租税公課	518,800	407,200	111,600
支払負担金	538,435	1,968,758	△ 1,430,323
委託費	851,455	988,501	△ 137,046
支払手数料	24,690	25,956	△ 1,266
雑費	84,786	95,617	△ 10,831
経常費用計	712,020,060	751,289,761	△ 39,269,701
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,246,607	611,347	△ 6,857,954
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,246,607	611,347	△ 6,857,954
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
固定資産除却損	1	0	1
建物除却損	1	0	1
経常外費用計	1	0	1
当期経常外増減額	△ 1	0	△ 1
当期一般正味財産増減額	△ 6,246,608	611,347	△ 6,857,955
一般正味財産期首残高	75,765,588	75,154,241	611,347
一般正味財産期末残高	69,518,980	75,765,588	△ 6,246,608
Ⅱ指定正味財産増減の部			
(1)収益			
収益計	0	0	0
(2)費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	69,518,980	75,765,588	△ 6,246,608

正味財産増減計算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受託事業収益	582,375,782	666,904,215	△ 84,528,433
受取配分金	489,101,640	575,895,236	△ 86,793,596
受取材料費等	46,736,982	48,735,247	△ 1,998,265
受取事務費	46,537,160	42,273,732	4,263,428
指定管理事業収益	660,065	590,022	70,043
受取配分金	184,789	142,870	41,919
受取管理費等	420,775	383,360	37,415
受取事務費	54,501	63,792	△ 9,291
労働者派遣事業等受託収益	8,294,216	4,433,108	3,861,108
労働者派遣事業等受託収益	8,294,216	4,433,108	3,861,108
受取会費	2,591,000	2,712,000	△ 121,000
正会員受取会費	2,591,000	2,712,000	△ 121,000
受取補助金等	30,000,000	30,000,000	0
受取連合交付金	15,000,000	15,000,000	0
受取市町補助金	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	2,179,466	1,051,830	1,127,636
受取利息	88	106	△ 18
雑収益	2,179,378	1,051,724	1,127,654
貸倒引当金戻入額	22,053	82,278	△ 60,225
貸倒引当金戻入額	22,053	82,278	△ 60,225
経常収益計	626,122,582	705,773,453	△ 79,650,871
(2)経常費用			
事業費	613,142,375	704,539,711	△ 91,397,336
支払配分金	489,101,640	575,895,236	△ 86,793,596
支払材料費等	32,313,345	32,958,450	△ 645,105
支払配分金（指定）	21,951	142,870	△ 120,919
支払管理費（指定）	184,789	0	184,789
支払材料費等（指定）	0	8,050	△ 8,050
職員基本給	15,104,880	14,868,360	236,520
職員特別手当	2,366,891	2,864,108	△ 497,217
職員諸手当	1,058,962	1,080,716	△ 21,754
賞与引当金繰入額	1,948,822	2,128,974	△ 180,152
臨時雇賃金	1,266,736	1,701,094	△ 434,358
法定福利費	7,451,850	7,852,206	△ 400,356
退職給付費用	2,841,141	2,373,628	467,513
福利厚生費	122,203	139,508	△ 17,305
会議費	52,582	44,315	8,267
旅費交通費	150,432	215,997	△ 65,565
通信運搬費	2,970,854	3,239,105	△ 268,251
減価償却費	2,726,988	2,693,282	33,706
什器備品費	121,286	255,840	△ 134,554
消耗品費	4,642,210	4,711,155	△ 68,945
修繕費	883,849	1,157,246	△ 273,397
印刷製本費	552,420	607,200	△ 54,780
光熱水料費	805,312	950,177	△ 144,865
賃借料	5,182,082	5,482,277	△ 300,195
保険料	4,908,823	5,320,457	△ 411,634
諸謝金	24,676,589	25,265,159	△ 588,570
租税公課	3,448,730	2,271,000	1,177,730
支払負担金	76,300	76,300	0

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
組織活動助成費	12,283	12,893	△ 610
委託費	5,259,118	7,448,105	△ 2,188,987
支払手数料	1,072,827	811,225	261,602
貸倒損失	0	660,622	△ 660,622
貸倒引当金繰入額	0	134,365	△ 134,365
雑費	1,816,480	1,169,791	646,689
管理費	8,220,261	7,480,349	739,912
職員基本給	1,678,320	1,652,040	26,280
職員特別手当	262,987	318,223	△ 55,236
職員諸手当	117,660	120,088	△ 2,428
賞与引当金繰入額	101,004	121,872	△ 20,868
法定福利費	348,469	363,093	△ 14,624
退職給付費用	158,649	137,994	20,655
福利厚生費	118,580	124,319	△ 5,739
会議費	25,688	3,888	21,800
役員等旅費交通費	1,099,000	914,000	185,000
旅費交通費	8,320	5,720	2,600
通信運搬費	963,463	770,573	192,890
減価償却費	157,080	47,630	109,450
消耗品費	347,390	20,358	327,032
印刷製本費	185,900	194,700	△ 8,800
光熱水料費	102,495	160,771	△ 58,276
賃借料	336,173	442,242	△ 106,069
保険料	63,660	64,672	△ 1,012
租税公課	672,770	518,800	153,970
支払負担金	572,908	538,435	34,473
委託費	820,534	851,455	△ 30,921
支払手数料	25,771	24,690	1,081
雑費	53,440	84,786	△ 31,346
経常費用計	621,362,636	712,020,060	△ 90,657,424
評価損益等調整前当期経常増減額	4,759,946	△ 6,246,607	11,006,553
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	4,759,946	△ 6,246,607	11,006,553
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	1	△ 1
建物除却損	0	1	△ 1
経常外費用計	0	1	△ 1
当期経常外増減額	0	△ 1	1
当期一般正味財産増減額	4,759,946	△ 6,246,608	11,006,554
一般正味財産期首残高	69,518,980	75,765,588	△ 6,246,608
一般正味財産期末残高	74,278,926	69,518,980	4,759,946
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
(1) 収益			
収益計	0	0	0
(2) 費用			
費用計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	74,278,926	69,518,980	4,759,946

令和4年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市小型除雪機等購入費補助金		
事務事業名称	道路維持修繕事業費	事務事業コード	2223-4
所管	建設 部 土木 課 維持第1・2 係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市小型除雪機等購入費補助金交付要綱	法令種別	要綱		
始期	平成 25 年度 (経過年数 8 年)	終期設定	(有 ・(無))	終期	令和 年度
目的	冬期間の道路交通確保を図るため、区・PTA等の公共的団体が除雪作業を行う場合に必要な小型除雪機等の購入に要する経費を補助する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	区等が道路等の公共施設を除雪するために購入する、小型除雪機および除雪作業を行う場合に必要な小型除雪機等の購入に要する経費を補助する。補助率は、購入に要する経費の2分の1以内とする。ただし、1団体に対する同一年における補助金の総額は30万円を限度とする。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの) ☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体 ☐ 個人				
	名称(個人は除く)	区、その他の公共団体(PTA等)			
指標設定	設定の考え方	小型除雪機の設置台数(平成29、30、令和2年度の申請平均値)	目標値	4	
	指標が数値でない場合の評価方法	−			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数			1 件	1 件	
決算額(予算額)			92,500 円	260,000 円	1,200,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		92,500 円	260,000 円	1,200,000 円
指標	目標値	(単位)	10 件	6 件	4 件
	実績値	(単位)	1 件	1 件	
	達成率		10.0 %	16.7 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		−	−	−

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・幹線道路等を除雪路線に定め、委託業者による除雪を行っているが、生活道路や通学路、歩道等の除雪は、区やPTAの皆様に実施していただいている。 ・対応してくださる区やPTAの皆様が必要とする除雪設備購入を補助する必要がある。 ・近年は、暖冬が続き降雪量が減少傾向であったため、制度の活用に至らなかったと推測。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・平成25年度より、累計49件、総額11,618千円の交付を行った。今後、平成26年2月のような豪雪に対しても、佐久市全体【行政(公助)・市民(自助)・地域(共助)】が一体となり安全で快適な市民生活を実現させるため、効率的で効果的な除雪体制を整えていたい。また、小型除雪機等の更新のニーズに対応するため、制度の維持をしたい。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤生活道路や通学路、歩道の除雪については、区やPTAの皆様に実施していただいているのが現状であります。除雪を市と市民で協力して行っていくためには、小型除雪機等の新規購入だけでなく、更新(買換え)にも利用していただけるよう、補助金制度の終期を定めていないが、外部評価と合わせて終期設定を行い、終期到来時にはニーズに沿った制度のあり方を見直す。

佐久市小型除雪機等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、冬期間の道路交通確保を図るため、区その他の公共的団体（以下「区等」という。）が除雪作業を行う場合に必要な小型除雪機等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成１７年佐久市規則第４０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「小型除雪機等」とは、小型除雪機及び除雪板（作業時の安全性を確保するために必要な機具等を含む。）をいう。

（補助対象）

第３条　補助金の交付の対象となる小型除雪機等は、区等が道路等の公共施設の除雪に使用するものとし、個人が使用するものは補助金の交付の対象としない。

（補助率等）

第４条　補助率は、小型除雪機等の購入に要する経費の２分の１以内とする。ただし、１団体に対する同一年度における補助金の総額は、３０万円を限度とする。

（交付申請書）

第５条　規則第３条に規定する申請書は、佐久市小型除雪機等購入費補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

（実績報告書）

第６条　規則第１２条に規定する実績報告書は、佐久市小型除雪機等購入費補助金実績報告書（様式第２号）によるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

佐久市小型除雪機等購入費補助金　交付一覧表

資料2

平成25年度　単位:円

番号	団体名	代表者名	購入台数	積雪幅	タイプ	購入額(税込)	確定額	備考
1	泉小学校PTA	PTA会長	1	60	オーガ	316,000	158,000	
2	十日町区	区長	1	90	ブレード	200,000	100,000	
3	臼田中学校PTA	PTA会長	1	70	オーガ	410,550	205,275	
4	浅科小学校PTA	PTA会長	2	70、80	オーガ、ブレー	594,000	297,000	
5	上小田切区	区長	1	60	オーガ	312,900	156,450	
6	馬坂区	区長	1	75	オーガ	488,000	244,000	
7	抜井区	区長	1	60	オーガ	365,000	182,500	
8	赤岩区	区長	1	70	オーガ	525,000	262,500	
9	田口小学校PTA	PTA会長	1	70	オーガ	397,000	198,500	
小計			10			3,608,450	1,804,225	

平成26年度　単位:円

番号	団体名	代表者名	購入台数	積雪幅	タイプ	購入額(税込)	確定額	備考
10	東小学校PTA	PTA会長	2	60×2	オーガ×2	643,680	300,000	
11	野沢北高等学校PTA	PTA会長	1	90	オーガ	826,200	300,000	
12	野沢中学校PTA	PTA会長	1	80	オーガ	668,800	300,000	
13	浅科中学校PTA	PTA会長	1	70	オーガ	417,600	208,800	
14	中小田切区	区長	1	60	オーガ	310,000	155,000	
15	志賀下宿区	区長	1	70	オーガ	477,000	238,500	
16	岩村田高等学校PTA	PTA会長	1	80	オーガ	633,960	300,000	
17	望月小学校PTA	PTA会長	1	70	オーガ	570,000	285,000	
18	上桜井区	区長	1	90	オーガ	719,280	300,000	
19	駒込区	区長	1	70	オーガ	477,000	238,500	
20	浅間中学校PTA	PTA会長	1	80	オーガ	550,000	275,000	
21	長土呂区	区長	1	70	オーガ	540,000	270,000	
22	前山南区	区長	3	80×3	ブレード×3	580,000	290,000	
23	茂沢区	区長	1	80	オーガ	550,000	275,000	
24	根々井区	区長	1	70	オーガ	561,600	280,800	
小計			18			8,525,120	4,016,600	

平成27年度　単位:円

番号	団体名	代表者名	購入台数	積雪幅	タイプ	購入額(税込)	確定額	備考
25	上中込区	区長	2	60×2	オーガ×2	636,000	300,000	
26	東中学	校長	1	80	オーガ	637,200	300,000	
27	前山南区	区長	1	80	ブレード	195,000	97,500	
28	青沼小学校PTA	PTA会長	1	60	オーガ	315,000	157,500	
29	切原小学校PTA	PTA会長	1	60	オーガ	315,000	157,500	
30	伊勢区	区長	1	80	オーガ	544,320	272,160	
31	橋場東区	区長	1	70	オーガ	540,000	270,000	
小計			8			3,182,520	1,554,660	

平成28年度　単位:円

番号	団体名	代表者名	購入台数	積雪幅	タイプ	購入額(税込)	確定額	備考
32	横和区	区長	1	80	オーガ	582,012	291,006	
33	伊勢区	区長	1	80	オーガ	557,280	278,640	
34	中込中学校PTA	PTA会長	1	80	オーガ	637,000	300,000	
35	長土呂区	区長	2	80×2	ブレード×2	380,000	190,000	
36	城山小学校PTA	PTA会長	1	80	ブレード	252,720	126,360	
37	望月中学校PTA	PTA会長	2	70、80	オーガ、ブレード	663,000	300,000	
38	竹之城区	区長	1	80	オーガ	500,000	250,000	
小計			9			3,572,012	1,736,006	

平成29年度　単位:円

番号	団体名	代表者名	購入台数	積雪幅	タイプ	購入額(税込)	確定額	備考
39	岸野小学校PTA	PTA会長	1	70/80	オーガ/ブレード	561,600	280,800	
40	南岩尾区	区長	1	60	オーガ	340,000	170,000	
41	臼田小学校PTA	PTA会長	1	60	オーガ	322,920	161,460	
42	野沢小学校PTA	PTA会長	1	80	オーガ	594,000	297,000	
小計			4			1,818,520	909,260	

平成30年度

番号	団体名	代表者名	購入台数	積雪幅	タイプ	購入額(税込)	確定額	備考
43	比田井区	区長	1	80	オーガ	540,000	270,000	
44	下県東区	区長	1	70/80	オーガ/ブレード	546,480	273,240	
45	横和区	区長	1	80	オーガ	580,608	290,304	
46	聖愛保育園	園長	1	60/70	オーガ/ブレード	375,000	187,500	
47	相生町区	区長	1	60/70	オーガ/ブレード	448,200	224,100	
小計			5			2,490,288	1,245,144	

令和元年度　交付申請なし

令和2年度　単位:円

番号	団体名	代表者名	購入台数	積雪幅	タイプ	購入額(税込)	確定額	備考
1	長土呂区	区長	1	80	オーガ	185,000	92,500	
小計			1			364,318	92,500	

令和3年度　単位:円

番号	団体名	代表者名	購入台数	積雪幅	タイプ	購入額(税込)	確定額	備考
1	中佐都小学校PTA	PTA会長	1	80	オーガ	520,000	260,000	
小計			1			866,818	260,000	

集計	交付団体数	44団体
	（内 区関係）	22団体
	（内 学校関係）	22団体
	交付機械台数	56台
	交付金額	11,618,395円

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	スポーツ振興補助金		
事務事業名称	スポーツ少年団運営事業	事務事業コード	1231-3
所　管	社会教育　部　スポーツ　課　スポーツ推進　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	サービス格差是正補助金		
根拠法令等名称	佐久市スポーツ振興補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　27　年度（経過年数　7　年）	終期設定	（有　(無)）	終期	令和　　年度
目的	スポーツ少年団に登録している団体であって、市内に競技又は練習を行うための施設がないスポーツ活動を行うものが使用する、市外の体育施設等の使用料に対して補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費(市外の体育施設、競技施設等の入場料及び使用料)の2分の1				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	☑ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	全佐久スピードスケート スポーツ少年団			
指標設定	設定の考え方	－	目標値	－	
	指標が数値でない場合の評価方法	交付対象となる団体から申請があった場合に、補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			1　件	1　件	
決算額(予算額)			22,000　円	12,800　円	300,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		22,000　円	12,800　円	300,000　円
指標	目標値	(単位)	－	－	
	実績値	(単位)	－	－	
	達成率		－	－	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		交付対象となる1団体に対して、補助金を交付した。	交付対象となる1団体に対して、補助金を交付した。	交付対象となる団体から申請があった場合に、補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・スポーツ少年団は、市営体育施設の使用料が減免となるが、市内に練習施設がなく、やむを得ず市外の施設を使用している団体は、使用料が減免されないことから、団体間の格差是正のための補助金交付には必要性がある。 ・団体の負担軽減により、練習等のスポーツ活動を促進し、競技力の向上に一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・団体間の格差を是正し、様々な種目のスポーツ活動を促進し、競技力の向上を図るためには一定の効果が認められるため、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、交付団体への現状確認を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	－
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	－
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤交付要綱の改正を行い、終期を設定する。

○佐久市スポーツ振興補助金交付要綱

平成27年３月24日教育委員会告示第10号

（趣旨）

第１条　この要綱は、青少年のスポーツ活動を促進し、競技力の向上を図るため、スポーツ活動を行う市内の団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、佐久市スポーツ少年団に登録している団体（以下「スポーツ少年団」という。）であって、市内に競技又は練習を行うための施設がないスポーツ活動を行うものとする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条のスポーツ少年団に所属する団員（市内に住所を有する者に限る。）が、当該スポーツ少年団の活動（競技大会への出場を除く。）において使用する市外の体育施設、競技施設等の入場料及び使用料とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める額を上限とする。

（変更交付申請）

第５条　補助金の交付決定を受けた者は、スポーツ少年団に所属する団員数の変更等により補助金の額に変更が生じたときは、佐久市スポーツ振興補助金変更交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（１）　変更後の活動計画書

（２）　変更後の収支予算書

（３）　その他教育委員会が必要と認める書類

（変更交付決定）

第６条　教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、佐久市スポーツ振興補助金変更交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

１　スポーツ振興補助金交付実績

【Ｒ３年度実績】

区　分	金　額
全佐久スピードスケート　スポーツ少年団	12,800　円

件数１件　（対象者数：５名）

【Ｒ２年度実績】

区　分	金　額
全佐久スピードスケート　スポーツ少年団	22,000　円

件数１件　（対象者数：４名）

【Ｒ１年度実績】

区　分	金　額
全佐久スピードスケート　スポーツ少年団	71,200　円

件数１件　（対象者数：7名）

キミはどんなスポーツが好きですか？

スポーツ少年団員募集

令和４年度のスポーツ少年団員を募集します。
□お申込み・お問い合わせ
スポーツ少年団事務局（特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会）
☎88－6123

種目	団名	練習日程	会場	対象（学年・地区等）
柔道	佐久市柔道	毎週（土）16：00～19：00	長野県立武道館	年少～高校3年生 地区制限なし
剣道	佐久市剣道	毎週（水）19：00～20：30 毎週（日）9：30～11：30	長野県立武道館	小学1年生以上 地区制限なし
剣道	臼田少年剣道クラブ	毎週（土）17：00～19：00	臼田武道館	園児～中学生の男女 地区制限なし
剣道	望月剣道	（月）19：00～20：30 （木）19：30～21：00 （土）10：00～11：30	春日体育館（月・木） 望月小・本牧体育館(土)	小学１年生～中学3年生 原則　望月地区
少林寺拳法	少林寺拳法佐久市南	毎週（火・金）19：00～	臼田武道館	小学生以上 地区制限なし
空手道	佐久ジュニアカラテクラブ	週４回（月・火・木・金）19：00～20：30 （土）14：00～17：00	長野県立武道館（火・木） 臼田武道館(月)・浅科柔剣道場(金) 松濤館（土）	年長以上の男女 地区制限なし
レスリング	佐久レスリング	週３～４回　２時間	佐久市総合体育館	５才～中学生の男女 地区制限なし
軟式野球	長土呂	毎週（土・日・祝）午前	佐久平浅間小学校	小学１年～６年生の男女 地区制限なし
軟式野球	泉	週４日	前山グランド他	小学1年～６年生 泉小および周辺地区
軟式野球	平賀イーグルス	毎週（火・木・土）２～３時間	佐久城山小グラウンド	小学3年生以上 佐久城山小地区および周辺地区
軟式野球	岩村田	毎週土・日（半日または1日）	西屋敷グラウンド	年長～小学6年生までの男女 地区制限なし
軟式野球	佐久市東	４年生以上週４回２～３時間 ３年生以下毎週（日）３時間 時期により変更有	旧志賀小グラウンド	小学１年～６年生の男女 地区制限なし
軟式野球	岸野	毎週（土・日）	岸野小グランド・体育館	小学１年～６年生の男女 地区制限なし
軟式野球	野沢少年野球クラブ	平日（火・木） （土・日）13：00～16：00	野沢小グラウンド 冬季：体育館	小学１年～６年生の男女 地区制限なし
軟式野球	浅間	毎週（水・土・日）	岩村田小校庭他	小学生全般 地区制限なし
軟式野球	臼田スターズ	毎週（土・日）	臼田小・切原小校庭他	小学1年生～6年生 地区制限なし
軟式野球	浅科ＢＢＣ	毎週（土・日）午前	浅科小グラウンド	小学１～６年生の男女 浅科地区および周辺地区
軟式野球	アサマエンジェルス	毎週（日）13：00～16：00	佐久市内	小学生・中学生女子 地区制限なし
硬式野球	望月リトルリーグ	毎週（土・日）午前	望月総合グランド	小学1年～中学1年生男女 地区制限なし
サッカー	佐久市サッカー	毎週（土）または（日）２～３時間 毎週（水）２時間	市内小中学校グランド 佐久市総合体育館他	小学１年～６年生の男女 中込・城山・東・平根地区
サッカー	野沢ＦＣ	毎週（土・日）午前	泉小グランド他	小学1年～6年生 地区制限なし
サッカー	浅間ＦＣ	毎週（土）午前中2～3時間 ※練習場所によって午後の場合あり	駒場公園グラウンド 市内小学校校庭、市内体育施設他	小学1年～6年生の男女 原則として浅間地区および周辺地区
サッカー	うすだＦＣ	毎週（土）13：00～16：00	臼田小グラウンド	小学1年～6年生の男女 地区制限なし
サッカー	浅科ＦＣ	毎週（土）午後	浅科小校庭	小学１年～６年生の男女 地区制限なし

種目		団名	練習日程	会場	対象（学年・地区等）
ソフトテニス		佐久市ソフトテニス	毎週（土）13：00～16：00　他	鼻顔公園テニスコート他	小学3年生以上の男女 地区制限なし
スピードスケート		オール佐久 スピードスケート	（火・水・木・金）17：30～19：30 （土・日・祝）9：30～12：00	夏）臼田駅前「遊楽」・美笹ローラースケート場 冬）松原湖スケートセンター	園児～小学生の男女 地区制限なし
バレーボール		中込ＪＶＣ	毎週（火・木・土・日）	中込小体育館ほか	小学1年～6年生の男女 地区制限なし
バレーボール		うすだジュニア バレーボールクラブ	毎週（水）18：00～20：00 毎週（日）　9：00～12：00	臼田体育センター	小学1年～6年生の男女 地区制限なし
バレーボール		Ｖ.Ｂ.Ｃ浅科	毎週（火・金）17：00～19：00 毎週（土）　8：30～12：00	浅科小体育館	小学1年～6年生の男女 地区制限なし
バレーボール		もちづき	毎週（火）17：30～19：30 土曜日8時半～11時半又は17時半から19時半	布施体育館ほか	小学1年～6年生の男女 地区制限なし
バレーボール		野沢ＡＲＲＯＷＳ	毎週（水・土・日）	市内社会体育館	小学1年から6年生の男女 地区制限なし
バレーボール		岸野ＪＶＣ	基本毎週（火・金・土）	岸野小学校体育館他	小学1年～6年生 地区制限なし
ミニバスケットボール	男子	野沢ＪＳＣ	（木）17：30～19：30 （土・日）9時～12時、12時～15時	野沢小学校体育館	小学生1年生以上 地区制限なし
ミニバスケットボール	男子	中込ミニバスＪＳＣ	毎週（水）18：00～19：30 毎週（土・日）9時～12時、13時～16時	中込小体育館他	小学1年生以上 地区制限なし
ミニバスケットボール	男子	佐久岩村田 男子ミニバス	毎週（火・木・土）	中佐都小体育館	小学1年～6年生 地区制限なし
ミニバスケットボール	男子	臼田ミニバス男子	詳細はお問合せください	青沼小体育館他	1年～6年生 地区制限なし
ミニバスケットボール	男子	浅科ミニバス	毎（木）18：30～20：30 毎（土）17時～19時　毎（日）9時～12時	浅科小体育館他	小学1年～6年生 地区制限なし
ミニバスケットボール	女子	泉ＪＳＣ	火曜日17時～19時　土曜日15時～18時 日曜　奇数月:午前　偶数月:午後	泉小学校体育館他	小学1年から6年生 地区制限なし
ミニバスケットボール	女子	佐久高瀬	1･2年（水・土）、3年（月・水・土） ４～６年（月・水・金・土）全日17時～19時	高瀬小体育館	小学１年～6年生 地区制限なし
ミニバスケットボール	女子	佐久東	（土・日）9：00～12：00他	東小体育館 市内社会体育館他	小学1年～６年生 地区制限なし
ミニバスケットボール	女子	長土呂ミニバス	（水・金）17：00～19：00 （土）16：00～19：00	佐久平浅間小体育館他	小学1年～６年生女子 地区制限なし
ミニバスケットボール	女子	佐久ＪＮ	（土・日・祝）主に9時～12時又は13時～16時 （水）18：00～19：30	佐久城山小体育館他	小学１年生以上 地区制限なし
ミニバスケットボール	女子	佐久平根ミニバス	毎週（火・木）17：30～19：30 毎週（土・日）9：00～12：00	平根小体育館他	小学１年生以上 地区制限なし
ミニバスケットボール	女子	臼田ミニバス女子	毎（火・水）夕方1時間半～2時間　4年以上 毎（土）午後・毎（日）午前　全員	青沼小体育館他	小学1年生以上 地区制限なし
ミニバスケットボール	男女	望月ミニバス	毎週（火・金）18：00～20：00	望月小体育館他	小学１年生以上男女 地区制限なし
ミニバスケットボール	男女	佐久GOLDEN LIONS	毎週（水・金）18：30～21：00 毎週（土）18：00～21：00 毎週（日）偶数月:午前　奇数月：午後	泉小体育館他	小学１年～中学３年男女 年長も可 地区制限なし
ミニバスケットボール	男女	佐久ボノスＭＳＳ	（火・金）夕方 （土・日）日中	佐久城山小学校他	年長～小学6年生男女 地区制限なし
バドミントン		オール佐久	毎週（土・日・祝）２～3時間	佐久市内の体育館	募集は小3以下 地区制限なし
卓球		佐久卓振会Ｊr.卓球	毎週（土）14：00～15：30	佐久平卓球センター	小・中学生の男女、低学年応談 地区制限なし

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市認定農業者連絡協議会活動補助金		
事務事業名称	担い手支援事業	事務事業コード	3111-1
所　管	経済 部	農政 課	農政 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金			
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱			法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度(経過年数 17 年)	終期設定	(有・無)※有に丸	終期	令和 8 年度	
目的	認定農業者の農業技術の向上や経営の安定化を図る活動を支援し、団体活動の活性化により農業振興を図る。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、団体の活動に要する経費の一部を補助。 補助率等:定額で、市長が定める額を交付。					
交付対象者、団体	☑ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☐ 不特定団体　☐ 個人					
	名称(個人は除く)	佐久市認定農業者連絡協議会				
指標設定	設定の考え方	佐久市認定農業者連絡協議会への加入者人数を目標とする		目標値	140人	
	指標が数値でない場合の評価方法	—				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数			1 件	1 件	
決算額(予算額)			400,000 円	400,000 円	400,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		400,000 円	400,000 円	400,000 円
指標	目標値	(単位)	140 人	140 人	140 人
	実績値	(単位)	142 人	130 人	
	達成率		101.4 %	92.9 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-	-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・農業振興を図るためには、認定農業者同士の連携が大切であり、また、認定農業者で構成される団体の農業振興に向けた自主活動を支援することは、農業の担い手である認定農業者の確保、育成にもつながる。 ・佐久市認定農業者連絡協議会の運営に係る経費を支援することで、会の活動を通し認定農業者の農業技術の向上や経営の安定化が図られている。 ・基準を超える繰越金が発生しており、事業の見直しが必要である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。 ・コロナ禍により、計画通り事業が実施できていないが、各年度における事業内容を精査し、適切な補助額となるよう見直しを図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	−
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	−
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	×

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 −：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑥…繰越金については、余剰金の解消には至っていないため、新事業の実施等の検討が必要。

⑫…団体そのものが、行政が関与し組織された団体であり、団体の主要とする事業は、市の農業振興のための活動や、認定農業者の技術向上及び交流に際し重要な役割を担っているため、市としても事務局としてのサポートを行いつつ補助金の交付対象としている。
今後の補助金交付については、終期を設定した年度ごとに必要性等について見直しを図っていきたい。

○佐久市農業振興事業補助金等交付要綱

平成17年4月1日告示第93号

（趣旨）

第1条　この要綱は、農業及び水産業の振興を図るため、市長が適当と認める農業者及び農業者団体等が行う農業及び水産事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類、経費及び補助率等）

第2条　前条に規定する補助金等の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率等又は補助額等は、別表のとおりとする。

（交付の条件等）

第3条　次に掲げる事項は、補助金等の交付の条件とする。

（1）　補助事業等の内容を次のように変更しようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

ア　事業実施主体を変更しようとするとき。

イ　事業区分（種目）を新設し、又は廃止しようとするとき。

ウ　事業の施行か所又は設置場所を変更しようとするとき。

エ　事業区分（種目）ごとの事業量又は事業費の20パーセント以上（市長が別に定める場合は、その事業量又は事業費）の変更をしようとするとき。

オ　施設等の構造、能力等の変更をしようとするとき。

（2）　補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間中に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。以下同じ。）は、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

（3）　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

（4）　農業者及び農業者団体等が行う工事の請負及び物品の購入は、競争入札によること。ただし、施設等が特殊な場合又は事業実施主体の議決機関の同意を得たときは、この限りでない。

（5）　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入に当該補助事業等に係る補助率等を乗じて得た額を市に納付させることができる。

（6）　この補助事業等に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業等が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2　市長は、前項に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用方法その他について条件を付することができる。

（補助金等交付申請書の様式、関係書類及び提出期限）

第4条　規則第3条に規定する申請書は、農業振興事業補助金等交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2　前項の申請書には、収支予算書（様式第2号）、事業計画書等関係書類を添付するものとする。

3　前項に規定する書類の提出部数は1部とし、提出期限は別に定める。

（変更承認申請書の様式等）

第5条　第3条第1項第1号及び第2号の規定による承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類1部を提出して行うものとする。

（1）　補助事業等の内容を変更しようとするとき。

農業振興事業変更承認申請書（様式第3号）

（2）　補助事業等を中止しようとするとき。

農業振興事業中止承認申請書（様式第4号）

（3）　補助事業等を廃止しようとするとき。

農業振興事業廃止承認申請書（様式第5号）

（4）　補助事業等が予定の期間内に完了しないとき。

農業振興事業完了期限延長承認申請書（様式第6号）

（申請の取下書の様式及び提出期限）

第６条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは、農業振興事業補助金等交付申請取下書（様式第７号）１部を作成し、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に市長に提出して行うものとする。

（状況報告書の様式及び提出期限）

第７条　補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、別に指定する日現在における事業の進ちょく状況について、農業振興事業実施状況報告書（様式第８号）１部を作成し、別に定める日までに市長に提出するものとする。

２　前項の規定により状況報告書を提出する事業は、別に指定するものとする。

（実績報告書の様式及び提出期限）

第８条　規則第12条に規定する実績報告書は、農業振興事業実績報告書（様式第１号）によるものとする。

２　前項に規定する報告書には、収支精算書（様式第２号）、実績書その他関係書類を添付するものとする。

３　前２項に規定する報告書の提出部数は１部とし、提出期限は、補助事業等の完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とする。

４　前３項の規定は、規則第14条の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

（補助金等の交付請求）

第９条　補助事業者等が補助事業等の完了後、補助金等の支払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等交付請求書（様式第９号）を市長に提出するものとする。

２　補助事業者等が補助金等の概算払を受けようとするときは、農業振興事業補助金等概算払請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（返還期限延長申請書等）

第10条　規則第16条の規定による返還期限の延長の申請は、農業振興事業補助金等返還期限延長申請書（様式第11号）、返還の請求の取消の申請は、農業振興事業補助金等返還請求取消申請書（様式第12号）１部を市長に提出して行うものとする。

（延滞金の免除申請）

第11条　規則第17条第２項の規定による延滞金免除の申請は、農業振興事業補助金等延滞金免除申請書（様式第13号）１部を市長に提出して行うものとする。

（財産処分の制限等）

第12条　規則第19条第１項に規定する承認の申請は、農業振興事業財産処分承認申請書（様式第14号）１部を市長に提出して行うものとする。

２　規則第19条第１項第２号に規定する市長が指定するものは、取得価格の単価50万円以上のもの及び50万円未満で市長が別に指定するものとする。

３　規則第19条第２項第２号に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところに準ずるものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第２条関係）

１　農業振興事業

事業名	経費	補助率等又は補助額等	
強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業計画として県の承認を受けた事業で、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（31佐地農第55号長野県佐久地域振興局長通知）に基づく経費及び市長が必要と認めた事業に要する経費	県の要綱に準ずる。	施設整備等については、必要に応じ10分の１以内で加算する。
			令和元年台風第19号被害に

			係るものについては、次の補助率で加算する。 （１） 農業用ハウス 10分の4.5以内 （２） 農業用機械等 10分の２以内
消費・安全対策交付金事業	消費・安全対策交付金事業計画として県の承認を受けた事業で、消費・安全対策交付金交付要綱（17畜第238号長野県農政部長通知）に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の１以内で加算する。	
農畜産業振興事業	農畜産業振興事業計画として県の承認を受けた事業で、農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の１以内で加算する。	
野菜価格安定事業	一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う野菜生産安定基金に対する生産農家の負担金	３分の１以内	
花き価格安定事業	一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う花き生産安定基金に対する生産農家の負担金	３分の１以内	
特産物産地育成事業	農業者及び農業者団体等が果樹の産地化を図るため果樹苗木の導入に要する経費。ただし、１農家同一品目で10本以上導入すること。	３分の１以内	
水田農業構造改革対策事業（水田農業構造改革対策推進費）	佐久市農業再生協議会の下部組織として、市長が認める地区の単位で設置される農業再生協議会が水田農業構造改革対策を推進するために必要な事務費	定額	
水田農業構造改革対策事業（転作重点作物作付補助金）	佐久市農業再生協議会が、転作重点作物の作付面積に応じて農業者へ助成する経費	市長が定める額	
稲発酵粗飼料普及促進事業	農業者団体等が稲発酵粗飼料を購入した畜産農業者に購入費用を助成する事業に要する経費	10分の３以内	
地域営農基盤強化総合対策事業	地域営農基盤強化総合対策事業計画として県の承認を受けた事業で、地域営農基盤強化総合交付金交付要綱（18農振第200号農政部長通知）に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の１以内で加算する。	
農村活性化支援事業	農村活性化支援事業計画として県の承認を受けた事業で、農村活性化支援事業交付金交付要綱（19農振第360号長野県農政部長通知）に基づく経費	県の要綱に準ずる。ただし、施設整備等については、必要に応じ10分の１以内で加算する。	
米流通消費対策事業	農業者団体が安全で良質な米の生産体制を図るための販路拡大に要する経費	10分の５以内	

耕作放棄地発生予防事業	初期段階での耕作放棄地の再生及びその後の管理に要する経費（令和７年２月28日までに支出した経費に限る。）	耕作放棄地の再生作業について、当該作業面積に10ａ当たり35千円を乗じて得た額に、別に定める次のいずれかの管理プランに応じた補助額を加算した額 ア　営農再開プラン　対象面積に10ａ当たり25千円を乗じて得た額 イ　ふれあい農園開設プラン　事業費の２分の１以内の額（対象面積に10ａ当たり25千円を乗じて得た額を限度とする。） ウ　農地景観プラン　事業費の２分の１以内の額（対象面積に10ａ当たり５千円を乗じて得た額を限度とする。）
中山間地域農業直接支払事業	中山間地域農業直接支払事業計画として県の承認を受けた事業で中山間地域農業直接支払事業等交付要綱（12農村第426号長野県農政部長通知）に基づく経費	県の要綱に準ずる。
農作物等災害緊急対策事業	農業者団体等が行う農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第363号）に準ずる事業に要する経費	10分の５以内
果樹特定病害虫防除対策事業	農業者団体等が市長の認めた果樹及び病害虫に対して行う病害虫防除に要する経費	３分の１以内
果樹共済加入促進事業	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済の農業者が支払う掛金に要する経費	10分の２以内
農林水産業団体支援事業	全市的に組織され、かつ、市長が適当と認める事業を行う団体の活動に要する経費（令和９年３月31日までに支出した経費に限る。）	市長が定める額
鳥獣被害防止総合対策交付金事業	鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業実施計画として県の承認を受けた事業で、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）に基づく経費	10分の１以内。ただし、自力施工に対する交付額は、国の交付金の補助率が　10分の９を超える場合においては、10分の10との差の率を乗じて得た額とする。
新規就農者支援事業	県の新規就農者支援計画として公益社団法人長野県農業担い手育成基金の承認を受けた事業であって、公益社団法人長野県農業担い手育成基金業務細則（平成５年７月28日施行）別表に掲げる事業のうち、先進的経	１人月額４万円から、公益社団法人長野県農業担い手育成基金が支出した助成金を

佐久市認定農業者連絡協議会概要

目的

認定農業者相互の研鑽・連携・交流を深め、自己の資質向上を図り、経営基盤の安定と農業経営改善に努めるとともに、佐久市営農支援センターとの連携を深め、地域農業の担い手として魅力ある農村づくりを進めることを目的とする。

事業内容

農業経営の発展を目指すための講演会、研修会等の開催及び参加☒

経営改善等に関する情報交換、技術交流☒

地域農業及び地域営農への提言と推進☒

その他目的達成のための必要な事項

補助金交付目的

認定農業者団体の活動支援による、地域農業の中核となる担い手の活動の活性化を図る。

補助金額

市長が定める額（令和3年度　交付額：４０万円）

令和3年度　活動実績

市内での農産物販売イベントへの参加　【ミニ農業祭マーケット】

【令和3年度 収支決算報告】

自 令和3年 1月 1日
至 令和3年12月31日

収入金額　1,138,859 円
支出金額　403,404 円

差引残額　735,455 円 （次年度繰越）

1　収入の部

（単位：円）

科目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備考
前年度繰越金	621,853	621,853	0	ー
会費	117,000	140,000	-23,000	117名×1,000円
負担金	0	220,000	-220,000	総会・研修会等負担金
補助金	400,000	400,000	0	佐久市から活動補助金
雑収入	6	20	-14	預金利子等
合計	1,138,859	1,381,873	-243,014	

2　支出の部

（単位：円）

科目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備考
報償費	0	55,000	-55,000	会長1万円(1人)、副会長5千円(2人)、会計5千円(1人)理事・監事3千円(10人)
旅費	0	70,000	-70,000	役員各種会議出席 農業講演会講師旅費
事務費	110,541	250,000	-139,459	資料印刷代・消耗品代等
会議費	138,050	300,000	-161,950	総会費・役員会・その他
事業費	145,500	650,000	-504,500	地区活動費
負担金	4,000	20,000	-16,000	佐久物産振興会会費等
その他	5,313	36,873	-31,560	振替手数料等
合計	403,404	1,381,873	-978,469	

【令和 2年度 収支決算報告】

自 令和2年1月1日

至 令和2年12月31日

収入金額	1,065,964 円
支出金額	444,111 円
差引残額	621,853 円

1　収入の部

（単位：円）

科目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備考
前年度繰越金	415,959	415,959	0	―
会費	250,000	320,000	-70,000	125名×2,000円
負担金	0	220,000	-220,000	総会・研修会等負担金
補助金	400,000	400,000	0	佐久市から活動補助金
雑収入	5	20	-15	預金利子等
合計	1,065,964	1,355,979	-290,015	

2　支出の部

（単位：円）

科目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備考
報償費	55,000	55,000	0	会長1万円(1人)、副会長5千円(2人)、会計5千円(1人)理事・監事3千円(10人)
旅費	11,311	70,000	-58,689	役員各種会議出席農業講演会講師旅費
事務費	143,879	250,000	-106,121	資料印刷代・消耗品代等
会議費	79,164	300,000	-220,836	総会会場キャンセル費・役員会・その他
事業費	146,500	650,000	-503,500	地区活動費
負担金	4,000	20,000	-16,000	佐久物産振興会会費等
その他	4,257	10,979	-6,722	振替手数料等
合計	444,111	1,355,979	-911,868	

【令和 元年度 収支決算報告】

自 平成31年 1月 1日

至 令和元年12月31日

収入金額	1,425,049 円
支出金額	1,009,090 円
差引残額	415,959 円

1　収入の部

（単位：円）

科目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備考
前年度繰越金	599,044	599,044	0	―
会費	280,000	320,000	-40,000	140名×2,000円
負担金	146,000	220,000	-74,000	総会・研修会等負担金
補助金	400,000	400,000	0	佐久市から活動補助金
雑収入	5	20	-15	預金利子等
合計	1,425,049	1,539,064	-114,015	

2　支出の部

（単位：円）

科目	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備考
報償費	55,000	55,000	0	会長1万円(1人)、副会長5千円(2人)、会計5千円(1人)理事・監事3千円(10人)
旅費	68,030	80,000	-11,970	役員各種会議出席農業講演会講師旅費
事務費	197,016	350,000	-152,984	資料印刷代・消耗品代等
会議費	356,185	300,000	56,185	総会費・役員会・その他
事業費	319,550	700,000	-380,450	地区活動費・先進地視察研修費
負担金	4,000	20,000	-16,000	佐久物産振興会会費等
その他	9,309	34,064	-24,755	振替手数料等
合計	1,009,090	1,539,064	-529,974	

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	野菜・花き価格安定事業補助金		
事務事業名称	農業生産振興事業	事務事業コード	3113-1
所　管	経済　部　農政　課　農業生産振興　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱	法令種別	要綱		
始期	平成　17　年度 (経過年数　16　年)	終期設定	(有・無) ※無に丸	終期	令和　　年度
目的	野菜・花き栽培農家の経営安定を図るため、生産安定基金への加入掛金について補助する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う野菜生産安定基金に対する生産農家の負担金及び、花き生産安定基金に対する生産農家の負担金を対象とする。3分の1以内。なお、予算を上限として補助。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)	☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体	☐ 個人			
	名称(個人は除く)	佐久浅間農業協同組合			
指標設定	設定の考え方	—	目標値	—	
	指標が数値でない場合の評価方法	対象となる農家の生産安定基金に対する負担金について補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			1　件	1　件	
決算額(予算額)			5,897,321　円	5,876,010　円	6,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		5,897,321　円	5,876,010　円	6,000,000　円
指標	目標値	(単位)	-	-	
	実績値	(単位)	-	-	
	達成率		-	-	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		対象となる野菜等261万ケース、花き322万本の負担金について補助金を交付した。	対象となる野菜等272万ケース、花き315万本の負担金について補助金を交付した。	対象となる農家の生産安定基金に対する負担金について補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・野菜、花きともに生産量、品櫃が天候に左右される作物であるとともに、価格変動が大きく、生産安定基金の発動が出荷期間の間で毎年発動される状態にあることから、農家の経営安定に大きく貢献している。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	農業共済制度全体を考える中で、見直しを検討。 今年度より制度の見直しについて関係機関と協議を開始。 令和4年度を最終年度とし、令和5年度より新たな制度を開始するよう協議中。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤令和5年度から、新たな収入保険制度を開始するために移行を進めており、令和4年度をもって制度の廃止を予定していることから、終期は設定しない。

令和3年度野菜価格安定事業

1 内容
○野菜価格安定対策制度に加入している生産者への野菜安定基金拠出負担金に対する補助金を交付することで、生産者の負担を軽減する。

2 補助対象事業
○一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う野菜生産安定基金事業

3 補助対象者
○佐久浅間農業協同組合

4 補助対象経費
○一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う野菜生産安定基金事業に対する生産農家の負担金

5 補助金額
○事業費の3分の1以内

6 令和3年度対象者
○対象者　佐久浅間農業協同組合
○補助金額合計　4，800，000円

7 実績

対象者名	事業内容	補助金額
JA佐久浅間	一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う野菜生産安定基金事業	4,800,000 円

事業実績書

補助事業者等の名称	佐久浅間農業協同組合	
事業の目的	野菜価格安定対策制度に加入している生産者への野菜安定基金拠出負担金に対する補助金	
事業の実績	野菜価格安定対策は加入者の負担金及び国、県により資金造成され、野菜の価格低迷時に対して生産者へ価格差を補填し再生産確保を図るものであるが、本補助金により生産者負担の軽減を図り、市内野菜生産者の経営安定及び生産推進が行えた。	
実施期間	令和３年４月１日～令和４年２月２５日	
事業費		１８，９７１，７５９円
経費の配分	市補助金等	４，８００，０００円
	その他	１４，１７１，７５９円
備考		

令和3年度 野菜価格安定事業

収　支　精　算　書

（1）収入の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
市補助金	4,800,000	4,800,000			
生産者負担金	14,171,759	14,171,759			
計	18,971,759	18,971,759			

（2）支出の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
安定基金納入金	18,971,759	18,971,759			
計	18,971,759	18,971,759			

令和2年度 野菜価格安定事業

収　支　精　算　書

（１）収入の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
市補助金	4,800,000	4,800,000			
生産者負担金	10,217,338	10,217,338			
計	15,017,338	15,017,338			

（２）支出の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
安定基金納入金	15,017,338	15,017,338			
計	15,017,338	15,017,338			

令和元年度 野菜価格安定事業

収　支　精　算　書

（1）収入の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
市補助金	4,176,302	4,176,302			
その他	8,352,605	8,352,605			
計	12,528,907	12,528,907			

（2）支出の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
安定基金納入金	12,528,907	12,528,907			
計	12,528,907	12,528,907			

令和3年度花き価格安定事業

1 内容

○花き価格安定対策事業に加入している生産者の負担金に対する補助金を交付することで、生産者の負担を軽減する。

2 補助対象事業

○一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う花き生産安定基金事業

3 補助対象者

○佐久浅間農業協同組合

4 補助対象経費

○一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う花き生産安定基金事業に対する生産農家の負担金

5 補助金額

○事業費の3分の1以内

6 令和3年度対象者

○対象者 佐久浅間農業協同組合

○補助金額合計 1，076，010円

7 実績

対象者名	事業内容	補助金額
JA佐久浅間	一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が行う花き生産安定基金事業	1,076,010円

事業実績書

補助事業者等の名称	佐久浅間農業協同組合	
事業の目的	花きの市場販売価格が低落したときに生産者に補てん金を交付するための資金を造成することにより、農家の経営安定と生産拡大を図る。	
事業の実績	対象農家延べ　７９戸　数量　拠出金 輪ギク　14,288箱　1,500,240円 カーネーション　1,466,490本　1,466,490円 トルコギキョウ　3,260箱　163,000円 アルストロメリア　1,966箱　98,300円 合計　3,228,030円	
事業の実施期間	令和３年４月１日～令和４年１月２８日	
事業費	３，２２８，０３０円	
経費の配分	市補助金等	１，０７６，０１０円
	その他	２，１５２，０２０円
備考		

令和3年度 花き価格安定事業

収　支　精　算　書

（１）収入の部

単位：円

区　　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
佐久市補助金	1,076,010	1,200,000		123,990	
農家実質負担金	2,152,020	2,400,000		247,980	
計	3,228,030	3,600,000		371,970	

（２）支出の部

単位：円

区　　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
安定基金納入金	3,228,030	3,600,000		371,970	
計	3,228,030	3,600,000		371,970	

令和2年度 花き価格安定事業

収　支　精　算　書

（１）収入の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
佐久市補助金	1,097,321	1,200,000		102,679	
農家実質負担金	2,194,644	2,640,500		445,856	
計	3,291,965	3,840,500		548,535	

（２）支出の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
安定基金納入金	3,291,965	3,840,500		548,535	
計	3,291,965	3,840,500		548,535	

令和元年度　花生価格安定事業

収　支　精　算　書

（1）収入の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	摘　　要
市補助金	1，200，000	1，200，000	
農家実質負担金	2，624，592	2，837，500	
計	3，824，592	4，037，500	

（2）支出の部

単位：円

区　　分	本年度精算額	本年度予算額	摘　　要
安定基金納入金	3，824，592	4，037，500	
計	3，824，592	4，037，500	

農業収入保険掛金等補助金について

佐久市では、自然災害や豊作による価格下落に加え、コロナ禍の影響による農産物価格の低迷、病気やケガなど農業者の経営努力だけでは避けられない事象による収入減少に対応する農業経営全体を対象とした「収入保険」への加入を進め、より一層の農業者の経営安定を支援していきます。

1　収入保険の概要

（1）実施主体　全国農業共済組合連合会
（2）保険対象　畜産経営を除く全ての農業経営
（3）加入要件　青色申告をしていること
（4）保険内容　農業者ごとに加入年の収入が、基準収入（５年間の平均）の９割を下回った場合に、下回った額の９割を限度に補填

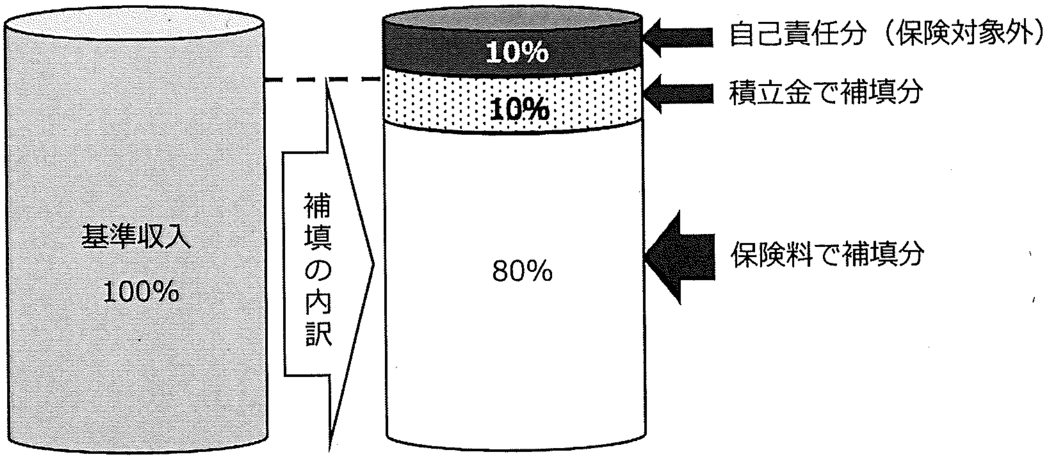

例）基準収入 1000 万円の農業者が収入０円だった場合　810 万円を補填

（5）国の支援　掛捨て保険料の５０％（９割補填の８割分に相当）
積立金の７５％（９割補填の１割分の相当）

例）基準収入 1000 万円で最大の保険を適用する場合

保険料（掛捨て）	177,120 円	（国 88,560 円、自己負担　88,560 円）
積立金	900,000 円	（国 675,000 円、自己負担 225,000 円）
事務費（掛捨て）	44,640 円	（国 22,320 円、自己負担　22,320 円）
計	1,121,760 円	（国 785,880 円、自己負担 335,880 円）

【市補助金】

基準収入 1000 万円で最大の保険を適用する場合		
1年目（３０％）	３３，２６４円	保険料と事務費（掛捨て分）
2年目（２０％）	２２，１７６円	
3年目（１０％）	１１，０８８円	

2　市単補助の内容

農家が支払う保険料と事務費（掛捨て分）に対して１年目３０％、２年目２０％、３年目１０％を補助することとし、５年間の時限措置補助とします。

なお、できるだけ早期の加入促進を図るため、令和４年から令和６年までの加入にインセンティブ措置を講じることとします。

また、制度途中からの加入促進となるため、既に加入している農業者についても令和５年を１年目として補助対象としていきます。

※既加入者数　５６農業者（令和４年４月１日現在）

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	果樹共済加入促進事業補助金		
事務事業名称	農業生産振興事業	事務事業コード	3113-1
所　管	経済　部　農政　課　農業生産振興　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱	法令種別	要綱		
始期	平成　17　年度　(経過年数　16　年)	終期設定	(有・無) ※無に丸	終期	令和　年度
目的	果樹共済に加入するための農家掛け金に対し、補助を行うことにより、加入率を促進し、災害時の農家の負担を軽減及び経営の安定化を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく果樹共済の農業者が支払う掛金に要する経費の10分の2以内を補助。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)	☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☐ 不特定団体	☐ 個人			
	名称(個人は除く)	長野県農業共済組合			
指標設定	設定の考え方	販売農家の果樹共済制度への加入率(農業共済の目標値と一致)	目標値	18.1%	
	指標が数値でない場合の評価方法	—			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			1　件	1　件	
決算額(予算額)			224,084　円	190,391　円	226,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		224,084　円	190,391　円	226,000　円
指標	目標値	(単位)	17.5　%	17.5　%	18.1　%
	実績値	(単位)	11.3　%	18.1　%	
	達成率		64.6　%	103.4　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-	-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	果樹生産農家の経営安定に資する事業であるものの、農家の加入割合が収入保険制度の創設により伸び悩んでいる。 今後は、他の補助事業と合わせて収入保険制度への補助を検討していく。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	農業共済制度全体を考える中で、見直しを検討。 今年度より制度の見直しについて関係機関と協議を開始。 令和4年度を最終年度とし、令和5年度より新たな制度を開始する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤令和5年度から、新たな収入保険制度を開始するために移行を進めており、令和4年度をもって制度の廃止を予定していることから、終期は設定しない。

令和3年度果樹共済加入促進事業

1 内容

○果樹共済加入者の掛金負担を軽減し、果樹の振興と災害時における補償体制の充実強化を図る。

2 補助対象事業

○農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく果樹共済

3 補助対象者

○長野県農業共済組合

4 補助対象経費

○農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく果樹共済の農業者が支払う掛金に要する経費

5 補助金額

○事業費の10分の2以内

6 令和3年度対象者

○対象者　長野県農業共済組合

○補助金額合計　190，391円

7 実績

対象者名	事業内容	補助金額
長野県農業共済組合	農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく果樹共済	190,391円

様式第6号（第12条関係）

事業実績書

補助事業者等の名称	長野県農業共済組合	
事業の目的	果樹共済加入者の掛金負担を軽減し、果樹の振興と災害時における補償体制の充実強化を図る。	
事業の実績	果樹共済農家負担掛金の5分の1を補助。	
事業の実施期間	令和3年4月6日　から　令和3年7月7日	
事業費	952，023円	
経費の配分	市補助金等	190，391円
	その他	761，632円
備考		

令和3年度 果樹共済加入促進事業

様式第2号（第8条関係）

収 支 精 算 書

（1）収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　　要
			増	減	
補助金	１９０，３９１	１９０，３９１			佐久市より
その他	７６１，６３２	７６１，６３２			
計	９５２，０２３	９５２，０２３			

（2）支出の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　　要
			増	減	
普及推進費	１９０，３９１	１９０，３９１			
農家掛金	７６１，６３２	７６１，６３２			
計	９５２，０２３	９５２，０２３			

令和2年度 果樹共済加入促進事業

様式第2号（第8条関係）

収支精算書

（1）収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
補助金	224,084	224,084			佐久市より
その他	896,430	896,430			
計	1,120,514	1,120,514			

（2）支出の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘要
			増	減	
普及推進費	224,084	224,084			
農家掛金	896,430	896,430			
計	1,120,514	1,120,514			

令和元年度　果樹共済加入促進事業

様式第２号（第８条関係）

収支精算書

（１）収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　　要
			増	減	
補助金	２８１，３００	２８１，３００			佐久市より
その他	１，１２５，２９４	１，１２５，２９４			
計	１，４０６，５９４	１，４０６，５９４			

（２）支出の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　　要
			増	減	
普及推進費	２８１，３００	２８１，３００			
農家掛金	１，１２５，２９４	１，１２５，２９４			
計	１，４０６，５９４	１，４０６，５９４			

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	特産物産地育成事業補助金		
事務事業名称	農業生産振興事業	事務事業コード	3113-1
所　管	経済　部　農政　課　農業生産振興　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 16 年)	終期設定	(有・(無))	終期	令和　年度
目的	果樹産地の確立を図るため、果樹の改植・新植のための苗木購入費に対して補助する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	農業者及び農業者団体等が果樹の産地化を図るため果樹苗木の導入に要する経費。ただし、1農家同一品目で10本以上導入すること。3分の1以内。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	☐ 不特定団体　☐ 個人				
	名称(個人は除く)	佐久浅間農業協同組合			
指標設定	設定の考え方	果樹の産地を維持していくうえで、新品種への切り替えや、老木の更新が必要になるため、指定果樹の新植もしくは、改植本数とする。		目標値	1,000本
	指標が数値でない場合の評価方法	—			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数			1 件	1 件	
決算額(予算額)			0 円	300,000 円	300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		0 円	300,000 円	300,000 円
指標	目標値	(単位)	0 本	1,000 本	1,000 本
	実績値	(単位)	0 本	1,015 本	
	達成率		0.0 %	101.5 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-	-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	果樹の生産力を維持していくうえで必要な事業である。果樹については、栽培方法の変化、新たな品種の開発により、産地を維持するうえで常に品種更新等を図る必要がある。新品種の苗木は高額となる場合が多く農家負担を軽減するうえで必要な事業である。品種を更新することにより、より収益性が高まることから農家の所得向上に寄与している。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 －：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

更新した果樹の収穫は、更新から4年から5年たたないと収穫につながらない。収益を確保しながら更新するため、圃場全体を一時に更新するのでなく、複数年にわたり継続して更新していく必要がある。果樹の産地育成には、長期の期間を要するとともに、常に樹木更新を図っていく必要があることから、終期設定はしていない。今後は、新品種等導入品種等を検討しながら継続していくとともに、終期設定を行い、終期到来に合わせて制度の見直しを行う。

令和3年度特産物産地育成事業

1 内容
　○果樹生産者による特産の果樹苗木の購入を促進することにより、生産の拡大、特産品としての開発を図ると共に、有休荒廃地の有効利用を促進する。

2 補助対象事業
　○果樹の産地化を図るための対象の果樹苗木の導入

3 補助対象者
　○市内の農業者及び農業者団体

4 補助対象経費
　○1農家が同一品目で対象品種を10本以上導入した際の苗木購入費用

5 補助金額
　○事業費の3分の1以内

6 令和3年度対象者
　○対象者　佐久浅間農業協同組合
　○補助金額合計　300，000円

7 実績

対象者名	事業内容	補助金額
JA佐久浅間	果樹の産地化を図るための対象の果樹苗木の導入	300,000 円

事業実績書

補助事業者等の名称	佐久浅間農業協同組合	
事業の目的	果樹生産者が特産の果樹苗木を購入することにより、生産の拡大、特産品としての開発を図ると共に、遊休荒廃地の有効利用を促進する。	
事業の実績	1 対象農家　28 戸 2 苗木導入本数　リンゴ　658 本 もも　202 本 プルーン　155 本 合計　1,015 本	
事業の実施期間	令和３年４月１日～令和３年５月２６日	
事業費	1,950,320 円	
経費の配分	市補助金等	300,000 円
	その他	1,650,320 円
備考		

令和元年度 特産物産地育成事業

収 支 精 算 書

（１）収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
市補助金	300,000	300,000			
農家負担金	2,038,200	2,000,000	38,200		
計	2,338,200	2,300,000	38,200		

（２）支出の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
苗木購入費	2,338,200	2,300,000	38,200		
計	2,338,200	2,300,000	38,200		

令和3年度 特産物産地育成事業

収　支　精　算　書

（１）収入の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
市補助金	300,000	300,000			
農家負担金	1,650,320	2,200,000		549,680	
計	1,950,320	2,500,000		549,680	

（２）支出の部

単位：円

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘　要
			増	減	
苗木購入費	1,950,320	2,500,000		549,680	
計	1,950,320	2,500,000		549,680	

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	移住者雇用対策事業補助金		
事務事業名称	雇用確保安定事業	事務事業コード	3511-1
所　管	経済　部　商工振興　課　商業振興労政　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市移住者雇用対策事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 27 年度 (経過年数 7 年)	終期設定	(有・㊏無)	終期	令和　年度
目的	移住者の雇用を促進し、市内定住人口の増加を図るため。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	移住者の雇用1人当たり15万円				
交付対象者、団体	□ 特定団体(市が事務局となっているもの)　□ 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	☑ 不特定団体　□ 個人				
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	佐久市に移住し、就職した人数	目標値	10人	
	指標が数値でない場合の評価方法	－			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数			20 件	10 件	／
決算額(予算額)			3,000,000 円	1,500,000 円	3,900,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		3,000,000 円	1,500,000 円	3,900,000 円
指標	目標値	(単位)	10 人	10 人	10 人
	実績値	(単位)	20 人	10 人	／
	達成率		200.0 %	100.0 %	／
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		－	－	－

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・目標値を達成しており、行政目的達成のための手段として妥当性がある。 ・市内企業の人材確保及び移住者の雇用に繋がっており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間現行どおり継続するが、市の移住施策や社会情勢等の変化に合わせ、必要に応じ終期にとらわれず見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	−
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	−
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	−
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○:適合、 ×:不適合、 −:該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期を定め、都度効果等を分析し、制度の見直しを行う。
⑧補助対象となる経費がないため、制度の見直しの機会を捉え、妥当性を検証する。

○佐久市移住者雇用対策事業補助金交付要綱

平成27年３月25日告示第52号

改正

平成28年３月24日告示第55号
平成29年３月17日告示第26号
令和２年３月25日告示第52号

佐久市移住者雇用対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、移住者を雇い入れた中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　佐久広域市町村　佐久広域連合組織市町村をいう。

（２）　移住者　平成26年４月１日以降に転入し、本市の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して過去５年以内に佐久広域市町村の住民基本台帳に記録されたことのないものをいう。

（３）　対象労働者　移住者であって、令和元年12月１日から令和４年11月30日までの間に雇用され、雇用日において年齢が満65歳未満のものをいう。ただし、佐久市商工業振興条例施行規則（平成17年佐久市規則第117号）別表に規定する企業立地雇用支援事業の新規常用雇用者に該当する者を除く。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、対象労働者を雇用した次の各号のいずれにも該当する市内に事業所を有する中小企業者とする。

（１）　対象労働者を３か月以上雇用したもの

（２）　締結した労働契約において、一週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度（30時間以上）であり、雇用保険一般被保険者となる対象労働者を雇用したもの

（３）　佐久公共職業安定所において雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める適用事業所登録のあるもの

（４）　出勤簿、賃金台帳、労働者名簿など労働関係帳簿を整備し、保管しているもの

（５）　市町村民税等の滞納がないもの

（補助金額）

第４条　補助金の額は、対象労働者１人につき15万円とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする中小企業者は、対象労働者を雇用したときは、雇用日から１か月以内（令和元年12月１日から令和２年３月31日までの間に対象労働者を雇用したときは、令和２年４月30日まで）に、佐久市移住者雇用対策事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　雇用計画書（様式第２号）

（２）　雇用契約書の写しなど雇用契約内容がわかるもの

（３）　雇用保険被保険者資格取得確認通知の写し

（４）　就業規則の写し

（５）　誓約書（様式第３号）

（６）　市町村民税納税証明書

（７）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該中小企業者に対し、規則第６条に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

（実績報告）
第７条　前条の規定による交付決定を受けた中小企業者は、対象労働者を雇い入れた日から起算して３か月を経過した日から30日以内（令和元年12月１日から令和元年12月31日までの間に対象労働者を雇用したときは、令和２年４月30日まで）に、佐久市移住者雇用対策事業実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）　出勤簿の写し
（２）　賃金台帳の写し
（３）　対象労働者の戸籍の附票の写しで、本市への転入の日から５年間の住所地が証明できるもの
（４）　その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）
第８条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、交付決定の内容に照らし審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該中小企業者に対し、規則第13条に定める補助金等確定通知書により通知するものとする。
（決定の取消し）
第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該中小企業者に対し、補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
（１）　中小企業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
（２）　補助金交付後、補助金の交付要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
（３）　中小企業者が、労働関連法令に反する行為を行ったとき。
（４）　前３号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。
（その他）
第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月24日告示第55号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月17日告示第26号抄）

（施行期日）
１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月25日告示第52号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市移住者雇用対策事業補助金交付要綱の規定は、令和元年12月１日から適用する。

移住者雇用対策補助金　実績

年度	事業所数	雇用者数	移住元地域
平成30年度	3	3	県内1・県外2
令和元年度	7	20	県内2・県外18
令和2年度	5	20	県内1・県外19
令和3年度	7	10	県内4・県外6

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市空き店舗対策事業補助金		
事務事業名称	商工振興事業	事務事業コード	3211-1
所管	経済　部　商工振興　課　商業振興労政　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　26　年度(経過年数　8　年)	終期設定	(有・無) ※無に丸印	終期	令和　　年度
目的	市内空き店舗の解消と市内商工業者の商業環境の向上を図り、また、創業支援を目的とする				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	空き店舗等の改修に要する経費、空き店舗等の賃借に要する経費 改修費:対象経費の30パーセント以内　限度額100万円 家賃:対象経費の30パーセント以内　限度額3万円(月額)				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☑ 不特定団体		☑ 個人		
	名称(個人は除く)	–			
指標設定	設定の考え方	空き店舗対策事業をを活用した創業件数を「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基に設定		目標値	新規:5件
	指標が数値でない場合の評価方法	–			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			新規:16　継続:37　件	新規:21　継続:43　件	
決算額(予算額)			18,700,000　円	22,550,000　円	23,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		18,700,000　円	22,550,000　円	23,000,000　円
指標	目標値	(単位)	5　件	5　件	5　件
	実績値	(単位)	16　件	21　件	
	達成率		320.0　%	420.0　%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		–	–	–

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	◎	左記の理由、課題等	・実績値は高い水準で推移しており、行政目的を達成するための手段として妥当性がある。 ・目標を達成しており、市内各所にて空き店舗の解消の実績があることから、一定の効果が得られていると考えられる。
	有効性	◎		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして、店舗の増加により市内経済の活性化が認められることから、当面の間現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	−
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	−
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	−
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　−：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤終期を定め、都度効果等を分析し、制度の見直しを行う。

○佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱

平成29年3月17日告示第35号

佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、市内の商業環境の向上を図るため、中小企業者が市内の空き店舗等を活用して出店する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　中小企業者　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。

（2）　商店街団体　中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び中小企業者により組織された団体で市長が特に認めた団体（団体を構成する中小企業者の2分の1以上が市内に事業所を有しているものに限る。）をいう。

（3）　空き店舗等　市が管理する空き店舗情報に登録されている空き店舗及び空き事務所をいう。

（4）　商店街　10以上の店舗が連たんして街区を形成しているもの（店舗以外の建物が混在する場合は、店舗以外の建物の数が店舗の数の2分の1を超えない場合に限る。）をいう。

（5）　商工団体　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

（交付対象者）

第3条　補助金の交付の対象となる者は、市内の空き店舗等を賃借して出店する中小企業者又は商店街団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）　市税等の滞納がないこと。

（2）　営業に関する許認可が必要な場合は、その許認可を取得すること。

（3）　市内で別の店舗を営業している場合は、その店舗の営業も続けていくこと。

（4）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

（5）　出店しようとする空き店舗等の所有者が2親等以内の親族又は生計を一にする親族でないこと。

（6）　出店しようとする空き店舗等において営む事業について、次に掲げるいずれにも該当するものであること。

ア　1年以上継続して営業することが見込まれること。

イ　営業時間に昼間の時間帯（おおむね午前10時から午後4時まで）が含まれていること。

ウ　出店について、地元の商店街又は商工団体（商店街団体にあっては、商工団体）の推薦を受けていること。

エ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業でないこと。

オ　小売業、飲食サービス業その他これに類する業種であること。

カ　フランチャイズ方式等による画一的な営業を行うものでないこと。

キ　店舗内での販売又はサービスの提供を主に行わず、大部分が事務所又は倉庫での利用とみなされるものでないこと。

（7）　過去にこの要綱による補助金（空き店舗等の賃借に要する経費に係るものであって、賃貸借契約が複数年度にわたるものに係る前年度以前の年度分の補助金を除く。）の交付を受けた者でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額等は、次表のとおりとする。

対象経費	補助金の額	対象外経費等

空き店舗等の改修に要する経費	対象経費の30%以内とし、100万円を限度とする。	設計管理委託料及び事務用機器、調理器具、什器等の備品購入費を除く。
空き店舗等の賃借に要する経費	対象経費の30%以内とし、1か月当たり3万円を限度とする。	敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する経費を除く。

2　前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

3　第1項に規定する空き店舗等の改修に要する経費については、原則として、市内に住所又は事業所を有する者に請け負わせた場合の経費に限る。

4　第1項に規定する空き店舗等の賃借に要する経費については、賃貸借契約に定めた賃貸借の開始の日から3年間を限度とする。

（交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市空き店舗対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）　事業実施計画書
（2）　収支予算書
（3）　賃貸借契約書（案）
（4）　地元の商店街又は商工団体（商店街団体にあっては、商工団体）の推薦を受けていることが分かる書類
（5）　市税等の納税証明書
（6）　営業に関する許認可書類の写し
（7）　改修工事に係る設計図書及び見積書の写し
（8）　空き店舗等の改修前の写真

（実績報告）

第6条　補助金の交付の決定を受けた申請者は、事業を完了した日から30日以内に、佐久市空き店舗対策事業補助金実績報告書（様式第2号）に改修費及び賃借料の領収書の写し等を添えて市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に、佐久市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年佐久市規則第16号）による改正前の佐久市商工業振興条例施行規則（以下「改正前規則」という。）の規定によりなされた改正前規則別表に規定する空き店舗対策事業に係る補助金の交付の決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

空き店舗対策事業補助金　実績

年度	申請者総数	うち 新規開業数	事業費	補助額
令和元年度	46	15	77,930,090	17,563,000
令和2年度	53	16	74,213,313	18,700,000
令和3年度	64	21	90,020,004	22,550,000

空き店舗対策事業補助金　地区別交付件数内訳

	浅間		中込		野沢		東		臼田		浅科		望月		計	
	件数	うち創業	件数	うち創業	件数	うち創業	件数	うち創業	件数	うち創業	件数	うち創業	件数	うち創業	件数	うち創業
H31/R1年度	9	5	4	4	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	15	11
R2年度	8	7	6	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	16	13
R3年度	12	10	8	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	15
計	69	52	29	22	6	4	4	2	2	1	0	0	3	3	113	84

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	商工業活性化事業補助金				
事務事業名称	商工振興事業		事務事業コード	3211-1	
所　管	経済　部	商工振興　課	商業振興労政　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(イベント開催等補助金)
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則	法令種別	規則
始期	平成 17 年度（経過年数 17 年）	終期設定	（有・(無)） 終期 令和　年度
目的	商工団体又は商工業者自らの活性化		
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	●まちおこし事業　商店街の活性化のために開催する誘客イベント、装飾(イルミネーション、ライトアップ等)等に要する経費　対象経費の30%以内　限度額30万円　ただし、対象経費は20万円以上とし、同一内容の事業を継続して実施する場合は、3年間を限度とする。 ●セミナー事業　まちづくりのための研修会、講習会等の開催に要する経費　対象経費の30%以内、限度額10万円		
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☑ 特定団体(市が事務局となっていないもの) ☑ 不特定団体　☐ 個人		
	名称(個人は除く)	市内商工団体、一定数以上の事業者により構成された団体	
指標設定	設定の考え方	−	目標値 −
	指標が数値でない場合の評価方法	各申請者による完了報告より、イベント等実施以前に比べての商業環境の変化を確認し、評価を行う。	

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			3　件	6　件	
決算額(予算額)			607,000　円	1,195,000　円	4,700,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0　円	0　円	0　円
	一般財源		607,000　円	1,195,000　円	4,700,000　円
指標	目標値	(単位)	−	−	−
	実績値	(単位)	−	−	
	達成率		−	−	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		各申請者により、商業環境向上に寄与するイベント等が行われた。 しかし、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響により内示に対し申請を辞退する団体が多数であった。	各申請者により、商業環境向上に寄与するイベント等が行われた。 しかし、令和3年度については、新型コロナウイルスの影響により内示に対し申請を辞退する団体が多数であった。	−

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本補助金により、市内各所で商店街の誘客につながるイベントや装飾が行われている。 令和3年度については、新型コロナウイルスの影響によりイベント等を実施することが難しく内示に対し申請を辞退する団体が多数であった。しかし、代替イベントを企画し本補助金を活用する団体もあった。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間現行どおり継続するが、終期にとらわれず、社会情勢等の変化等に応じた支援が必要な場合には、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤佐久市商工業振興条例施行規則に基づき交付を行っているが、同規則には複数の補助制度が含まれていることから、一律に終期を定めることは難しい。しかしながら、それぞれの補助制度について適時見直しを行う必要があることから、5年を目安に見直しを行う。

○佐久市商工業振興条例施行規則

平成17年4月1日規則第117号

（趣旨）

第1条 この規則は、佐久市商工業振興条例（平成17年佐久市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 旧市町村 合併前の佐久市、臼田町、浅科村又は望月町をいう。

（2） 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

（3） 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。

（4） 商店街 10以上の店舗が連たんして街区を形成しているもの（店舗以外の建物が混在する場合は、店舗以外の建物の数が店舗の数の2分の1を超えない場合に限る。）をいう。

（5） 工業整備地域 次に掲げる地域をいう。

ア 市、長野県又は土地開発公社が工場等用地造成事業（工場等（条例第2条第3号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路その他の施設の敷地の造成をする事業をいう。）により造成した土地（以下「市内工業団地」という。）の区域

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた準工業地域、工業地域（以下「工業地域」という。）及び工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める地域

（6） 特定地域 工業整備地域のうち、市内工業団地の区域、工業地域、工業専用地域及び前号ウに規定する市長が特に必要と認める地域であって、市内工業団地に準じた地域をいう。

（7） 補助事業者 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた者をいう。

（8） 補助事業 補助事業者が行う当該補助金の交付の対象となる事業をいう。

（9） 新設 市内に工場等を有しない者が市内に工場等を設置すること又は市内に工場等を有する者が新たに既設の工場等（以下「既設工場等」という。）と異なる業種の工場等を市内に設置することをいう。

(10) 移設 市内に工場等を有する者が当該工場等の全部を廃止し、これを市内に移転することをいう。

(11) 増設 市内に工場等を有する者が同一の業種の工場等を市内に新たに設置すること若しくは既設工場等の敷地若しくはこれに隣接する敷地に既設工場等を拡充すること又は市内に有する工場等に係る償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を拡充することをいう。

(12) 投下固定資産総額 地方税法第341条第3号に規定する家屋（住家部分を除く。）及び償却資産（以下「家屋等」という。）の取得価額の合計額をいう。

(13) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(14) 常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用されている者をいう。

(15) 移住者 平成31年4月1日以降に転入し、市内の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して過去5年以内に佐久広域連合組織市町村の住民基本台帳に記録されたことのないものをいう。

(16) テレワーク ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。

(17) サテライトオフィス 事業を営む法人又は個人が拠点事務所から離れた場所に貸事務所等を活用して開設した事務所であって、従業者がテレワークにより拠点事務所の業務を行う就業場所たる事務所をいう。

(18) コワーキングスペース 事務所、会議室又は打合せ・イベント等の実施が可能なオープンスペースを共有しながら、起業を目指す者及びビジネス利用等の利用者同士が施設の利用やイベント等を通じてコミュニケーション、ビジネスマッチング等を行うことが可能な交流型のオフィスをいう。

（補助金の対象及び補助率等）

第３条　条例第３条に規定する補助金の対象及び補助率等は、別表のとおりとする。

２　市長は、国、県等の補助金の交付の対象となる事業及び特に必要と認める事業については、前項の規定にかかわらず補助金の額を増減することができる。

３　商工業者が共同で行う事業については、条例第３条第１項第１号、第３号及び第５号から第８号までに掲げる事業にあっては10人以上、同項第４号に掲げる事業にあっては４人以上で行うものを補助金の交付の対象とする。

４　条例第３条第２項ただし書の規則で定める事業は、条例第３条第１項第１号に掲げる事業のうち、販路拡大支援事業とする。

（補助事業の認定の申請等）

第４条　条例第３条第１項第９号から第12号までに掲げる事業（以下「工場等用地取得事業等」という。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業の着手前に商工業振興事業補助金補助事業認定申請書（様式第１号）に事業実施計画書を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書等を審査し、補助金の交付の基準に適合すると認めるときは、商工業振興事業補助金補助事業認定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　条例第３条に規定する補助金の交付を受けようとする者（工場等用地取得事業等に係る補助金にあっては、前条の規定による補助事業の認定を受けた者に限る。）は、商工業振興事業補助金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類（工場等用地取得事業等に係る補助金にあっては、第７条に規定する書類）を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　事業実施計画書

（２）　収支予算書

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

（補助金の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書等を審査し、補助金の交付の基準に適合すると認めるときは、商工業振興事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、工場等用地取得事業等に係る補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等を審査し、及び必要に応じ現地を調査した上、補助金の交付の基準に適合すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付すべき補助金の額を確定し、商工業振興事業補助金交付決定・確定通知書（様式第４号の２）により通知するものとする。

（補助事業の完了の報告）

第７条　補助事業者は、当該補助事業の完了後30日以内に商工業振興事業完了報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　事業実績報告書

（２）　収支決算書

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等を審査し、及び必要に応じ現地を調査したうえ、交付すべき補助金の額を確定し、商工業振興事業補助金の額の確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　補助事業者は、当該事業の完了後、補助金の支払を受けようとするときは、商工業振興事業補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、商工業振興事業補助金概算払請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第10条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告して承認を得なければならない。

（1）　補助事業内容を変更しようとするとき　商工業振興事業変更承認申請書（様式第９号）
（2）　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき　商工業振興事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）
（3）　補助事業が予定期間内に完了しないとき　商工業振興事業完了期限延長承認申請書（様式第11号）

（検査）

第11条　市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めたときは、補助事業者の事業報告又は帳簿書類を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

（補助金の返還額の算定方法）

第12条　条例第５条の規定により返還させる補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、災害等補助事業者の責任によらない事由により同条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事由を勘案して市長が定める額とする。

（1）　条例第３条第１項第９号から第11号までに掲げる事業に係る補助金の交付を受けた者が、条例第５条第２号又は第４号から第６号までのいずれかに該当するとき　次の表の左欄に掲げる操業期間に応じ、同表の右欄に掲げる算定方法により算出した額

操業期間	算定方法
１年未満	交付済補助金額の全額
１年以上２年未満	交付済補助金額に90パーセントを乗じた額
２年以上３年未満	交付済補助金額に80パーセントを乗じた額
３年以上４年未満	交付済補助金額に70パーセントを乗じた額
４年以上５年未満	交付済補助金額に60パーセントを乗じた額
５年以上６年未満	交付済補助金額に50パーセントを乗じた額
６年以上７年未満	交付済補助金額に40パーセントを乗じた額
７年以上８年未満	交付済補助金額に30パーセントを乗じた額
８年以上９年未満	交付済補助金額に20パーセントを乗じた額
９年以上10年未満	交付済補助金額に10パーセントを乗じた額

（2）　前号に掲げる場合のほか、補助事業者が条例第５条各号のいずれかに該当するとき　市長が別に定める額

（補則）

第13条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第３条関係）

佐久市商工業振興事業補助金一覧

区分	補助対象			補助率等
商工業活性化事業	1　商工業活性化のために市内全域又は旧市町村の区域を対象として行われる事業			対象経費の30パーセント以内
	2　商工団体又は商工業者自らの活性化を目的として行う事業	（1）　まちおこし事業商店街の活性化のために開催する誘客イベント、装飾（イルミネーション、ライトアップ等）等に要する経費		対象経費の30パーセント以内 限度額　30万円 ただし、対象経費は、20万円以上とし、同一内容の事業を継続して実施する場合は、３年間を限度とする。
		（2）　セミナー事業 まちづくりのための研修会、講習会等の開催に要する経費		対象経費の30パーセント以内 限度額　10万円
		（3）　調査、研究及び計画策定事業 まちづくりの基礎となる調査、研究及び活性化のための各種計画策定に要する経費		対象経費の50パーセント以内 限度額　25万円
		（4）　非店舗活用事業 商店街内の空き店舗等を商業施設等として共同利用するために要する経費		対象経費の30パーセント以内 限度額　30万円
		（5）　情報化事業 商店街の情報発信事業（タウン誌の発行、ポイントシステムの導入等）に要する経費		対象経費の30パーセント以内 限度額　20万円 ただし、同一内容の事業を継続して実施する場合は、３年間を限度とする。
		（6）　販路拡張及び技術向上のための事業 中小製造業者が共同で行う販路拡張及び技術向上等に要する経費		
			①研修会、講演会、展示会等の開催等に要する経費	対象経費の30パーセント以内 限度額　20万円
			②新技術開発及び共同受注の研究等に要する経費	対象経費の30パーセント以内 限度額　30万円
			③ネットワーク化及び共同化を行うために要する経費	１組合（任意を含む。）５万円に１社当たり1,000円を加算した額 ただし、１回限りとする。
		（7）販路拡大支援事業新市場の開拓又は販路拡大を目的として、国、地方公共団体その他市長が認める団体が主催、共催又は後援する展示会又は見本市へ出展するために要する経費		
			①国内展示会への出展に要する経費	対象経費の30パーセント以内 限度額　10万円
			②海外展示会への出展に要する経費	対象経費の30パーセント以内 限度額　45万円

商工業活性化事業補助金　実績

年度	申請事業数（実施分のみ）	事業費	補助額
令和元年度	9	8,163,991	2,228,000
令和2年度	3	2,490,000	607,000
令和3年度	6	4,149,606	1,195,000

【事例】

のざわ商店街振興組合

野沢夏のぴんころ祭(アンブレラスカイ)

臼田町商工会　中央支部

臼田中央商店街コロナに負けるな元気応援セール事業

佐久市望月商工会　望月支部

歳末！消費者ににこにこ抽選市

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	佐久市ものづくり支援事業補助金		
事務事業名称	工業振興事業	事務事業コード	3411-1
所　管	経済　部　商工振興　課　工業振興・産業立地推進　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市ものづくり支援事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成　22　年度(経過年数　12　年)	終期設定	(有・無) ※無に丸印	終期	令和　　年度
目的	企業間の連携による新製品及び新技術の共同開発を促進し、ものづくり産業の育成及び振興、地域経済の活性化を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	市内に事業所を有し共同開発の主体となる中小企業者の共同開発に要する経費(専門家のアドバイスを受けるための謝金、原材料費、機械装置費等)の50%以内とし、1件につき500万円を限度とする。但し、医療業等事業者との場合は、1件につき100万円を加算する。				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☑ 不特定団体		☐ 個人		
	名称(個人は除く)	マイクロコントロールシステムズ㈱、㈲ケーアンドケーメディカル、㈱カウベルエンジニアリング			
指標設定	設定の考え方	製品開発の件数。製品化までに一定の時間が必要であること、また最終的に製品化に至らないケースもあることを踏まえ、これまでに製品開発された実績(2.7件/年)を基に設定。		目標値	2件
	指標が数値でない場合の評価方法	－			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数		2　件	3　件	／
決算額(予算額)		8,801,000　円	12,905,000　円	21,000,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0　円	0　円	0　円
	一般財源	8,801,000　円	12,905,000　円	21,000,000　円
指標	目標値　(単位)	2　件	2　件	2　件
	実績値　(単位)	2　件	3　件	／
	達成率	100.0　%	150.0　%	／
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	－	－	－

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・製品開発件数の実績値は、R2、R3ともに達成率が100%を超えている。製品化につながる事業もあり、企業の新製品等開発の促進に寄与している。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・産業の育成及び発展という目的に対し、本補助金を活用して新製品等の開発、製品化がされるなど、一定の効果が認められることから、現行どおり継続する。 ・補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、より良い成果が得られるように制度のあり方についての検討を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	×
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 －：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤新たな製品や技術の開発は、地域産業の育成と発展に資するものであり、常に求められるものであることから、本補助金の交付は継続して必要であると考え、補助金の終期については定めていないところである。
　ただし、補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期を定めるとともにニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。

⑪補助事業の実施に直接必要となる会議事務費や、専ら補助事業に従事する者に係る人件費は、事業実施(新製品等開発)のために必要不可欠な経費とみなしているが、人件費については、際限なく補助対象経費となることを防ぐため、補助対象経費の30%以内としている。

○佐久市ものづくり支援事業補助金交付要綱

平成22年３月29日告示第72号

改正

平成27年３月25日告示第50号
平成31年３月22日告示第33号

佐久市ものづくり支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域における産業の育成及び発展に資するため、企業間の連携による新製品及び新技術の共同開発（以下「共同開発」という。）に取り組む中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、共同開発を行う中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　市内に事業所を有するもの

（２）　共同開発の主体となるもの

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、市内に事業所を有する中小企業者の割合が半数以上を占める共同開発事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、対象者が医療業、老人福祉又は介護事業を営む事業所と共同開発するものである場合は、対象事業とする。

（補助対象経費及び補助率等）

第５条　補助金の対象となる経費は、第９条に規定する交付決定の日から翌年３月31日までに行った共同開発に係る経費のうち別表に掲げるものとし、補助率は10分の５以内とし、対象事業１件につき500万円を限度とする。ただし、前条第２項に該当する場合の限度額は、対象事業１件につき100万円を加算するものとする。

２　補助金に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請及び提出期限）

第６条　対象者は、補助金の交付の申請を行おうとするときは、佐久市ものづくり支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　対象事業概要書（様式第２号）

（２）　対象事業計画書（様式第３号）

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請書類は、毎年度４月10日までに提出しなければならない。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

３　対象者は、同一事業における交付申請を連続して３年間申請することができる。

（審査会の設置）

第７条　市長は、前条の申請に係る審査を行うため、佐久市ものづくり支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の委員は５人とし、産業振興に関する学識経験又は専門技術を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、委嘱の日から３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　審査会に、会長及び副会長を置く。

５　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（審査会の会議）
第８条　審査会の会議は、会長が招集する。
２　審査会は、第６条の申請内容について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。
３　審査会は、必要があると認めるときは、対象者に対し説明を求めることができる。
（交付決定）
第９条　市長は、第６条の規定による申請書の提出があったときは、審査会の報告をもとに審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、対象者に対し、規則第６条に定める補助金等交付決定通知書により通知するものとする。
（事業の変更、中止等）
第10条　対象者は、交付の決定を受けた対象事業について、事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに佐久市ものづくり支援事業変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
２　対象者は、交付の決定を受けた対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに佐久市ものづくり支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
（実績報告）
第11条　規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市ものづくり支援事業実績報告書（様式第６号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）　対象事業実施内容報告書（様式第７号）
（２）　対象事業の成果を説明する資料
（３）　対象事業に係る請求書及び領収書の写し
（４）　その他市長が必要と認める書類
２　前項に規定する書類の提出期限は、対象事業完了後30日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とする。
（決定の取消し）
第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、対象者に対し、補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により通知するものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
（１）　対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
（２）　補助金交付後、補助金の交付要件を満たしていないことが明らかとなったとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。
（委任）
第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。
附　則（平成27年３月25日告示第50号）
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成31年３月22日告示第33号）
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

経費名	補助対象経費の内容
謝金	専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金
旅費	①アドバイスを受ける専門家を招聘するのに要する交通費（実費） ②試験研究機関等との試験実施などのために要する社員の交通費（実費） ③販路拡大調査のために要する社員の交通費（実費）
原材料費	研究開発による新商品完成に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置費	①機械装置、分析装置（測定、分析、解析、評価等を行う装置）を借上費（リース）した場合に支払われる経費。ただし、リース期間が補助年度を超える場合は、期間按分方式で算出した補助事業期間分のみ補助対象経費とする。 ②機械装置又は機械装置を自社により製作する場合の部品並びに分析機械装置（測定、分析、解析、評価等を行う装置）の購入に要する経費 （備考）生産のための設備投資とみなされるようなものは認めない。なお、機械装置の購入は、研究開発に必要不可欠なものとし、可能な限り借上（リース）で対応すること。
工具器具費	①工具・器具の借上（リース）に要する経費。ただし、リース期間が補助年度を超える場合は、期間按分方式で算出した補助事業期間分のみ補助対象経費とする。 ②工具・器具の試作、改良、修繕に要する経費 ③工具・器具の購入に要する経費 （備考）工具・器具の購入は、研究開発に必要不可欠なものとし、可能な限り借上（リース）で対応すること。
委託費	①機械装置、工具・器具等を外部委託により、試作、改良、修繕させた場合、これに要する経費 ②市場の動向等の調査を委託する場合、又は研究開発事業の一部を委託する場合、その委託に要する経費 ③販路拡大のためにその一部を委託する経費 （備考）委託費が補助対象事業に占める割合が高い事業は認めない。
技術指導費	外部からの技術指導を受ける場合、技術提携先に支払われる経費
産業財産権導入費	他社が所有する産業財産権の導入に要する経費 ※自社の特許等の出願・登録手続きに要する経費は含まない。
会議事務費	①事業実施のための検討を行うための会議費、会場使用料 ②物品の運搬に要する経費 ③販路拡大のために展示会等に出品し、新商品等を宣伝・広告し普及するための経費 ④事業実施に必要な消耗品費
人件費	専ら補助対象事業に従事する者に係る人件費で、補助対象経費の30％以内とする。
その他	上記以外で市長が特に必要と認める経費

令和2年度　佐久市ものづくり支援事業補助金申請事業一覧（最終実績）

（単位：円）

番号	対象事業の名称	申請者	総事業費	補助確定額
1 継続 医療等連携	**体に優しい衛生的な車椅子用のクッションと掛け布団の開発（2年目）**	㈲ケーアンドケーメディカル（市内）（代表） 医療法人雨宮病院（市内）	7,603,022	3,801,000
	目的及び内容	自宅で介護を必要とする高齢者に、通気性に優れ、撥水・防水機能・防カビ機能並びに防汚機能を有した車椅子用のクッションを使用していただきたいと臀部に直接当たるクッションを開発することができた。 今年度は、背中に当たる部分のクッションの改良開発を進める。また、軽くて衛生的な掛け布団ができないないかとの雨宮病院からの要望もあったため、雨宮病院と共同でクッションと同様の機能を持った衛生的な掛け布団の開発を進めていこうとするもの。		
2	**画像解析による超小型電子部品の計数を精度よく行う装置と、計数と同時に在庫管理を構築するシステムの開発**	マイクロコントロールシステムズ㈱（市内）（代表） 成和電子㈱（市内） 立信精機㈱（市内） ㈲光立精機（市内）	10,074,167	5,000,000
	目的及び内容	画像を解析して超小型電子部品の数量を求める装置と、同時にトレーサビリティ機能を備えた在庫管理が出来るシステムの開発を行う。		
3	**鯉のあらを利用したレトルトカレーの新規開発事業**	合同会社TEAM3939（市内）（代表） Wappen合同会社（市外） 不採択		
	目的及び内容	信州の鯉食文化を県内外に広めることを目的とする。		

	総事業費	補助確定額
合計	17,677,189	8,801,000
当初予算額		23,000,000
予算残額		14,199,000

令和3年度 佐久市ものづくり支援事業補助金申請事業一覧（最終実績）

（単位：円）

番号	対象事業の名称	申請者	総事業費	補助確定額
1 継続 医療等 連携	掛け布団を含む寝具類とクッションの抗ウイルス機能等を付加するなどの改良と床ずれしない、蒸れない体に優しいクッション・パッド等の開発（3年目）	㈲ケーアンドケーメディカル（市内）（代表） 医療法人雨宮病院（市内）	6,996,592	3,498,000
	目的及び内容	車椅子用クッションや掛け布団類で撥水、防カビ、防汚等の機能に日焼けせず色あせしない機能並びに抗ウイルス・抗菌機能を追加する。併せて要介護者の床ずれ等を防止し、肘や踵などの体に密着する部分を保護するとともに蒸れないクッション・パッドを開発する。連携医療機関である雨宮病院との共同開発を通じて当該寝具類等の改良を進め、要介護者や高齢者の体に優しい製品を開発、製作、販売していくことを目的とする。		
2	無線通信（Bluetooth）距離延長できる中継器の開発	㈱カウベルエンジニアリング（市内）（代表） 乙女立信㈱（市内）	8,815,082	4,407,000
	目的及び内容	Bluetoothセンサは無線通信を利用するため、配線工事不要で現場に後付けが容易にできることが特徴だが、通信距離（約50m）が障壁となり、現場で利用できないことも多くあることから、Bluetooth通信距離延長を目的に、多くのBluetoothデバイスの課題解決と、既存デバイスに同一サービス供与を可能にするBluetooth通信距離延長できる中継器を開発する。		
3 継続	機械学習技術の応用展開による、電子部品計数装置・在庫管理システム、工場設備稼働監視システム、非破壊測定装置の開発（2年目）	マイクロコントロールシステムズ㈱（市内）（代表） 成和電子㈱（市内） 立信精機㈱（市内） ㈲光立精機（市内）	10,296,257	5,000,000
	目的及び内容	前年度開発した電子部品計数装置・在庫管理システムの改良と、当該システム開発で培った機械学習技術を用いて、画像解析による設備稼働状況監視装置の構築及び果実や液体などの機械学習による測定を行う非破壊測定装置の開発を行う。		
4	健康な生活を美しくサポートするインテリアダンベルの開発	㈱佐々木工業（市内）（代表） スペクトルデザイン㈱（市内） 不採択		
	目的及び内容	2社がそれぞれの得意分野を活かし、既存のダンベルにはない、意匠性の高いダンベルを開発し、販売することで、ダンベルを生活の身近な場所に置くことができ、全世代の運動の習慣化に寄与するとともに、新規事業として売上増、新規顧客の開拓を目指す。		

合計	26,107,931	12,905,000
当初予算額		21,000,000
予算残額		8,095,000

令和4年度　佐久市ものづくり支援事業補助金申請事業一覧

（単位：円）

番号	対象事業の名称	申請者	総事業費	補助確定額
1 継続	**基板実装・組立工場DXのための、機械学習技術の応用展開による電子部品計数装置・在庫管理システム、工程管理・工場設備稼働監視システム、非破壊測定装置を含む工程測定・検査装置及びそれらの連携システムの開発（3年目）**	マイクロコントロールシステムズ㈱（市内）（代表） 成和電子㈱（市内） 立信精機㈱（市内） ㈲光立精機（市内）	12,900,000	5,000,000
	目的及び内容	電子部品計数装置・在庫管理システムの改良、画像解析による設備稼働状況監視装置の改良、液体などの非破壊測定装置、及び在庫管理システムを連携させ工場の工程管理システムを加えることで、工場全体の管理に使用できるシステムと機器、それらの連携技術開発を行う。		
2 継続	**無線通信（Bluetooth）距離延長できる中継器の開発（2年目）**	㈱カウベルエンジニアリング（市内）（代表） 乙女立信㈱（市内）	10,288,000	5,000,000
	目的及び内容	昨年度開発した、BLE中継基板・センサ基板の機能改良、セキュリティ向上、信頼性試験、及び原材料費高騰などの対策として電子組立部品変更を実施し、市場に求められる製品の試作開発を行う。		

合計	23,188,000	10,000,000
当初予算額		21,000,000
予算残額		11,000,000

企業間等の連携による「ものづくり」を応援します

市では、地域における産業の育成及び発展に資するため、企業間等の連携による新製品及び新技術の共同開発に取り組む中小企業者に対して補助金を交付する「ものづくり支援事業」を実施しています。

令和４年度の補助対象事業を募集しますので、お知らせします。

令和４年度佐久市ものづくり支援事業補助金対象事業募集について	
補助対象者	共同開発を行う中小企業者で、共同開発の主体となり、市内に事業所があるもの
補助対象事業	市内に事業所を有する中小企業者の割合が半数以上を占める共同開発事業。ただし、医療業、老人福祉又は介護事業を営む事業所との共同開発の場合は、市内事業者の割合が半数未満でも対象となります。
補助対象経費	共同開発に係る経費のうち次に掲げるものとします。 謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、その他 ※補助対象経費に占める委託費の割合は、５０％未満とします。 ※補助対象経費に占める人件費の割合は、３０％以内とします。 ※本補助金の共同申請者へ支払う経費は、補助対象経費に含めることができません。
補助率等	補助対象経費の１０分の５以内（限度額５００万円）。ただし、医療業、老人福祉または介護事業を営む事業所との共同開発の場合は、限度額を１００万円増額します。
事前相談	交付申請書を正式提出する前に、申請書類を一式作成し、必ず事前相談を受けてください。 事前相談提出期限は令和４年３月１８日（金）までとし、事前相談がない場合は原則交付申請の受付を行いませんのでご注意ください。
交付申請	事前相談終了後、所定の申請書（様式第１号）に対象事業概要書（様式２号）及び対象事業計画書（様式第３号）を添付して、令和４年４月８日（金）までに提出してください。
審査会	申請していただいた事業は、「佐久市ものづくり支援事業審査会」で審査を行い、交付の可否を決定します。
その他	（１）補助金の詳細（交付要綱）及び申請様式は、市ホームページ（「まちづくり・産業」→「商工業」→「各種補助金等」→「ものづくり支援事業」）よりダウンロードできます。 （２）本補助金は、令和４年度予算成立により執行可能となります。

■申請・お問合せ先　佐久市役所　商工振興課　☎0267－62－3265（直通）

令和4年度　補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市人間ドック受診者補助金（国民健康保険）		
事務事業名称	国保保健事業	事務事業コード	4141-6
所　管	市民健康　部　国保医療　課　国保年金　係		

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金（施策推進型補助金）	種別	事業費補助金（奨励的補助金）			
根拠法令等名称				法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度（経過年数 17 年）	終期設定	（有・無）※有に丸	終期	令和 6 年度	
目的	生活習慣病の早期発見、早期治療による市民の健康保持増進					
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）	日帰りドック：15,000円 一泊二日ドック：25,000円					
交付対象者、団体	☐ 特定団体（市が事務局となっているもの）		☐ 特定団体（市が事務局となっていないもの）			
	☐ 不特定団体		☑ 個人			
	名称（個人は除く）	－				
指標設定	設定の考え方	人間ドック補助金を含めた、特定健診の受診率を目標値とする	目標値	51.0%		
	指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付件数			1,283 件	1,389 件	／
決算額（予算額）			20,915,000 円	22,625,000 円	27,750,000 円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）		0 円	0 円	0 円
	一般財源		20,915,000 円	22,625,000 円	27,750,000 円
指標	目標値	（単位）	47.0 %	49.0 %	51.0 %
	実績値	（単位）	40.3 %	令和4年10月頃判明	／
	達成率		85.7 %		／
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	早期発見、早期治療による市民の健康保持増進及び医療費の抑制につながっている。また、受診費用への補助により、受診者の負担軽減となる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・当該補助事業による健診受診者を含めた健診受診率が、国の特別交付金のうち、保険者努力支援制度（取組評価分）の評価指標となっていることから、現行通り継続する。 ・健診受診率について、目標値を達成できるよう、新規受診者（交付件数）の増につながる施策を工夫し実施していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	−
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	−
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	−
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	−
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	−
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	−

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 −：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和4年度　補助金等評価シート

1　基本情報

補助金等名称	人間ドック受診者補助金(後期高齢者医療保険)		
事務事業名称	疾病予防事業費	事務事業コード	4142-1
所　管	市民健康　部　国保医療　課　医療給付　係		

2　補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せあり)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市人間ドック受診者補助金交付要綱	法令種別	要綱		
始期	平成　22　年度（経過年数　12　年）	終期設定	（有・無）※有に丸	終期	令和　6　年度
目的	生活習慣病の早期発見、早期治療による市民の健康保持増進				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	日帰りドック：15,000円 一泊二日ドック：25,000円				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)　☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	☐ 不特定団体　☑ 個人				
	名称(個人は除く)	—			
指標設定	設定の考え方	被保険者の人間ドックの受診率を目標値とする。	目標値	5.00%	
	指標が数値でない場合の評価方法	—			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和　2　年度	令和　3　年度	令和　4　年度
交付件数			660　件	692　件	
決算額(予算額)			11,710,000　円	12,210,000　円	14,800,000　円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		7,190,174　円	7,349,972　円	6,135,000　円
	一般財源		4,519,826　円	4,860,028　円	8,665,000　円
指標	目標値	(単位)	5.00　%	5.00　%	5.00　%
	実績値	(単位)	4.12　%	4.32　%	
	達成率		82.4%	86.4%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数が年々増加傾向にあり、人間ドック受診に対する被保険者のニーズに応えている。 ・達成率が向上しており、人間ドックの受診人数の増加に寄与していることから、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・人間ドック受診に対するニーズの高まりに対応し、被保険者の健康保持に寄与するため、当面の間、現行通り継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	−
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	−
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	−
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	−
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	−

※確認欄　○：適合、　×：不適合、　−：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

○佐久市人間ドック受診者補助金交付要綱

平成17年4月1日告示第76号

改正

平成20年3月27日告示第21号
平成22年12月22日告示第177号
平成25年3月21日告示第12号
平成26年5月19日告示第62号
平成27年12月24日告示第156号
令和4年3月24日告示第47号

佐久市人間ドック受診者補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、生活習慣病の早期発見、早期治療による市民の健康の保持増進を図るため、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者が受診する人間ドックの受診費用の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市が実施する個別健診等の受診者は、対象外とする。

(1)　国民健康保険税を完納している世帯の被保険者であって、市が行う特定保健指導(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第18条第1項に規定する特定保健指導をいう。)のために必要な当該人間ドックに係る問診及び受診の結果(以下「受診結果」という。)を、市に提供することに同意しているもの

(2)　後期高齢者医療保険料を完納している後期高齢者医療被保険者であって、市が行う保健指導(法第125条の2第1項の規定により、市が長野県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する法第125条第1項に規定する保健指導をいう。)のために必要な受診結果を、市に提供することに同意しているもの

(補助金額及び補助限度)

第3条　補助金の額は、日帰り受診の場合にあっては15,000円、1泊2日の場合にあっては25,000円とする。ただし、補助対象者が現に負担した受診費用がこれらの額に満たない場合は、当該受診費用に相当する額とする。

2　補助の回数は、同一人に対し1年度につき1回とする。

(補助金の交付申請等)

第4条　規則第3条に規定する申請書及び規則第14条に規定する請求書は、佐久市人間ドック受診者補助金交付申請書兼請求書(別記様式。以下「申請書」という。)によるものとする。

2　補助金の申請は、受診した日の属する月から起算して、1年を超えるものについては、申請することはできない。

(実績報告書等)

第5条　実績報告については、申請書における人間ドック受診についての医療機関等の受診証明書をもって、規則第12条に規定する実績報告書とみなす。

2　市は、補助対象者が人間ドックを受診した医療機関等から当該補助対象者の受診結果の提供を受けるものとする。ただし、補助対象者からその受診結果が市に提出されている場合は、この限りでない。

(その他)

第6条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の佐久市国民健康保険人

間ドック受診者補助金交付要綱（平成４年佐久市告示第27号）、浅科村人間ドック補助金交付要綱（平成７年浅科村要綱第２号）又は望月町人間ドック補助金交付要綱（昭和63年望月町告示第28号）（以下「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日の前日までに、合併前の要綱の規定による補助金の交付の対象となっている受診者については、平成17年９月30日までに限り、合併前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

（この要綱の失効）

４　この要綱は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（平成20年３月27日告示第21号）

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年12月22日告示第177号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の佐久市人間ドック受診者補助金交付要綱の規定は、平成22年４月１日以後に受診を完了した人間ドックに係る申請について適用する。

附　則（平成25年３月21日告示第12号）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年５月19日告示第62号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成27年12月24日告示第156号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和４年３月24日告示第47号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

1　国民健康保険特別会計

【R３年度実績】

（1）負担金・補助金等の状況

区　　　　　分	金　　　額
人間ドック受診者補助金	22,625,000　円

件数　1,389件　（日帰り　1,210件　1泊2日　179件）

【R２年度実績】

（1）負担金・補助金等の状況

区　　　　　分	金　　　額
人間ドック受診者補助金	20,915,000　円

件数　1,283件　（日帰り　1,116件　1泊2日　167件）

【R１年度実績】

（1）負担金・補助金等の状況

区　　　　　分	金　　　額
人間ドック受診者補助金	24,880,000　円

件数　1,512件　（日帰り　1,292件　1泊2日　220件）

2　後期高齢者医療保険特別会計

【R３年度実績】

（3）負担金・補助金等の状況

区　　　　　分	金　　　額
人間ドック受診者補助金	12,210,000　円

件数　692件　（日帰り　509件　1泊2日　183件）

【R２年度実績】

（3）負担金・補助金等の状況

区　　　　　分	金　　　額
人間ドック受診者補助金	11,710,000　円

件数　660件　（日帰り　479件　1泊2日　181件）

【R１年度実績】

（4）負担金・補助金等の状況

区　　　　　分	金　　　額
人間ドック受診者補助金	12,900,000　円

件数　708件　（日帰り　480件　1泊2日　228件）

出典：「主要施策の成果報告書」

人間ドック受診者補助金について

佐久市では、生活習慣病の早期発見早期治療と健康の保持増進を図るため、佐久市国民健康保険または後期高齢者医療保険被保険者の人間ドック受診費用の一部に対して補助金を交付しています。

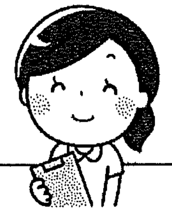

※下記の各事項をご確認のうえ申請してください。

対象者	《交付の要件》 **佐久市国民健康保険または後期高齢者医療保険被保険者** ・国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納していない者 ・個別健診等を受診していない者 ・国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者で、特定保健指導等のために利用することを目的として、人間ドックに係る問診及び受診の結果を市に提供することに同意している者
補助金額	**・日帰りドック 15,000円** **・一泊二日ドック 25,000円** ※補助の回数は、一人の被保険者に対して、一年度につき一回です。 ※受診費用がこれらの額に満たない場合は、受診費用に相当する額が補助金の額となります。
補助金交付申請	**持ち物** ・佐久市人間ドック受診者補助金交付申請書兼請求書 （人間ドック実施医療機関からの受診証明済のもの） ・領収書 ・印鑑（認め印可） ・人間ドック問診票及び受診結果の写し （浅間総合病院、佐久総合病院で受診された方は、不要です） ※申請書兼請求書は、市役所国保医療課及び各支所市民係でお渡ししています。また、浅間総合病院、佐久総合病院、川西赤十字病院及び浅間南麓こもろ医療センターにも用意してあります。 **提出先** ・市役所国保医療課または各支所市民係 ※申請できる期間は、人間ドックを受診した月を含めて１年間です。

【お問い合わせ先】			
佐久市役所	国保医療課（国民健康保険）	電話	0267-62-3164（直通）
	（後期高齢者医療保険）	電話	0267-62-2915（直通）
臼田支所	市民係	電話	0267-82-3111（代表）
浅科支所	市民係	電話	0267-58-2001（代表）
望月支所	市民係	電話	0267-53-3111（代表）

佐久市企画部企画課行政改革係

電　話　　0267-62-3067
FAX　　0267-63-3313
E-mail　　kikaku@city.saku.nagano.jp